

# 東 峰 村 こ ど も 計 画

【 素 案 】

令和7年1月

東 峰 村

# 目 次

第1章	計画策定の趣旨	1
1	計画策定の背景と趣旨	1
2	計画の概要	2
3	計画の位置づけ	3
4	計画の対象者	3
5	計画の期間	4
6	計画策定の方法	4
第2章	こども・若者、子育て家庭を取り巻く状況	5
1	本村の社会状況	5
2	教育・保育施設の状況	21
3	第2期計画の実施状況	22
4	関係団体ヒアリング調査	33
5	児童生徒アンケート調査結果の概要	36
6	こども、若者、子育て家庭を取り巻く課題の整理	44
第3章	計画の基本的な方向	45
1	基本理念	45
2	基本目標	46
3	施策の体系	47
第4章	施策の展開	48
	基本目標1 こどもの権利の保障	48
	基本目標2 こども・若者の健やかな成長・自立への支援	49
	基本目標3 こども・若者の未来を拓く支援	58
	基本目標4 こども・子育て家庭にやさしい環境づくり	65
第5章	子ども・子育て支援事業計画	69
1	教育・保育の提供区域の設定	69
2	量の見込み及び提供体制の確保	69
第6章	計画の推進方策	84
1	計画の推進にあたって	84
2	東峰村こども計画における目標と指標	85

# 第1章 計画策定の趣旨

## 1 計画策定の背景と趣旨

国においては、こどもや若者に関する政策については、これまで少子化社会対策基本法や子ども・若者育成支援推進法等に基づき、各種施策に取り組み、平成27年には「子ども・子育て関連3法」が施行されるなど、子育て支援が進められてきました。しかしながら、少子化の進行は止まらず、子育て家庭をめぐる環境変化は、子育て家庭の孤立や子育て不安、こどもの貧困や虐待問題の深刻化などを招いています。

こうしたこどもを取り巻く社会情勢の変化を受けて、こども基本法を令和5年4月に施行するとともに、本法に掲げられたこども施策を策定し、実施する行政機関としてこども家庭庁を発足させました。さらに同年12月には、こども政策の基本的な方針等を定めた「こども大綱」が閣議決定され、こどもたちが幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」をめざすことが掲げられました。

本村では、平成27年3月に第1期となる「東峰村子育て支援プラン（東峰村次世代育成支援行動計画及び子ども・子育て支援事業計画）」を策定し、様々な子育て支援策を推進してきました。

令和2年3月には、「第2期東峰村子育て支援プラン（東峰村次世代育成支援行動計画及び第2期東峰村子ども・子育て支援事業計画）」（以下「第2期計画」という）を策定し、「未来を担うたくましい子どもたちを村全体で育てる」を基本理念とし、村全体で子育てを支援する取り組みを進めてきました。

令和6年度に「第2期計画」が最終年度を迎えることにより、社会環境の変化や本村のこどもや子育て家庭を取り巻く状況等を踏まえ、こども・子育て支援に向けた取り組みをさらに効果的かつ総合的に推進するため、従来の計画に「子どもの貧困対策推進計画」「子ども・若者計画」を加えた一体的な計画として「東峰村こども計画」（以下「本計画」という）を策定しました。

## 2 計画の概要

こども基本法において、市町村こども計画は、こども大綱及び都道府県こども計画を勘案して策定することとされています。

### こども支援を取り巻く主な法令等

- 少子化社会対策基本法（平成 15 年 9 月 1 日施行）  
→同法に基づき「少子化社会対策大綱」策定
- 次世代育成支援対策推進法（平成 17 年 4 月 1 日施行）
- 子ども・若者育成支援推進法（平成 22 年 4 月 1 日施行）  
→同法に基づき子供・若者育成支援推進大綱「子ども・若者ビジョン」策定
- 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成 22 年 4 月 1 日施行）  
→同法に基づき「子供の貧困対策に関する大綱」策定
- 子ども・子育て支援法（平成 27 年 4 月 1 日施行）
- こども基本法（令和 5 年 4 月 1 日施行）

### こども大綱

- こども施策を総合的に推進するために、基本的な方針、重要事項を定めるもの
- これまで別々に作成・推進されてきた「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」が束ねられ、「こども大綱」に一元化

### こども計画

- こども計画は、既存の各法令に基づき作成する以下の市町村計画と一体のものとして作成することができる

子ども・子育て支援事業計画  
次世代育成支援行動計画

子どもの貧困対策計画

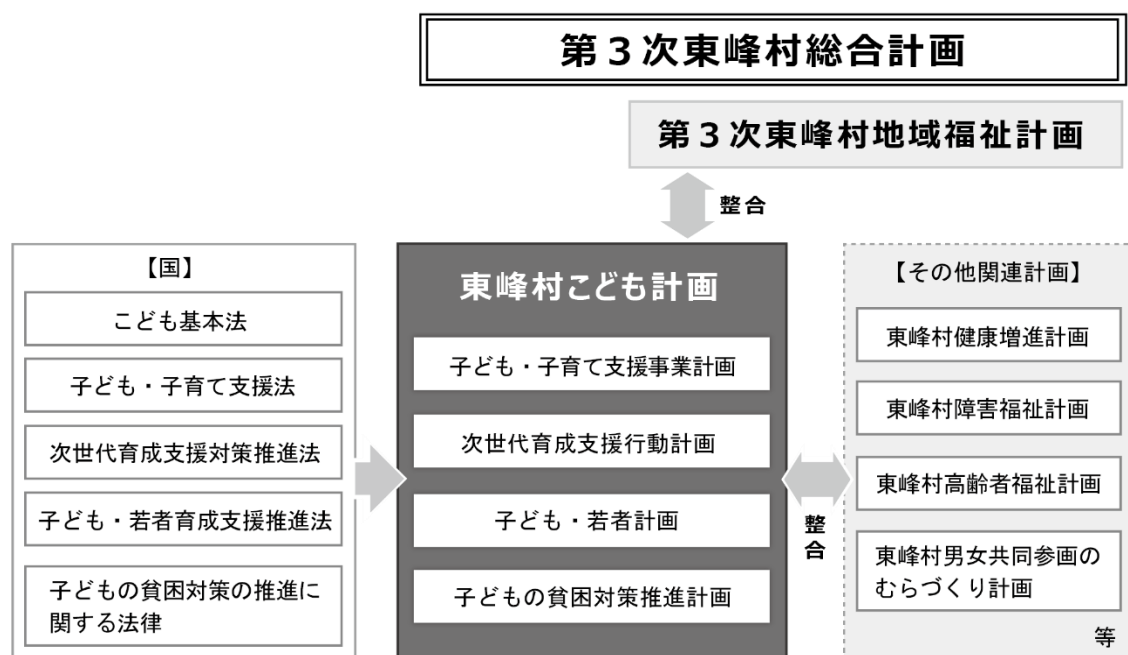
子ども・若者計画

### 3 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第 10 条に基づく「こども計画」です。また、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第 8 条に基づく「次世代育成支援行動計画」、子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第 9 条に基づく「子どもの貧困対策推進計画」、子ども・若者育成支援推進法第 9 条に基づく「子ども・若者計画」を包含するものとなっています。

また、計画の推進に当たっては、「第 3 次東峰村総合計画」や「第 3 次東峰村地域福祉計画」等、関連する計画との連携・整合を図っています。

#### ■ 計画の位置づけ



### 4 計画の対象者

本計画の対象は、こども（0歳から 17 歳まで）及び若者（おおむね 13 歳から 39 歳まで）と子育て当事者とします。

誕生前	0～5 歳	6～12 歳	13～17 歳	18～29 歳	30～39 歳
妊娠・出産期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	こども				
			若者		

## 5 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5か年を計画期間とします。

ただし、国や県の施策の動向、社会経済情勢の変化を見極めながら、必要に応じて見直しを行うこととします。

## 6 計画策定の方法

本計画は、児童・生徒へのアンケート調査、関係団体へのヒアリング等によるこどもを取り巻く現況把握、前期計画の施策実施状況を踏まえ、東峰村こども審議会の協議によって策定を行いました。

## 第2章 こども・若者、子育て家庭を取り巻く状況

### 1 本村の社会状況

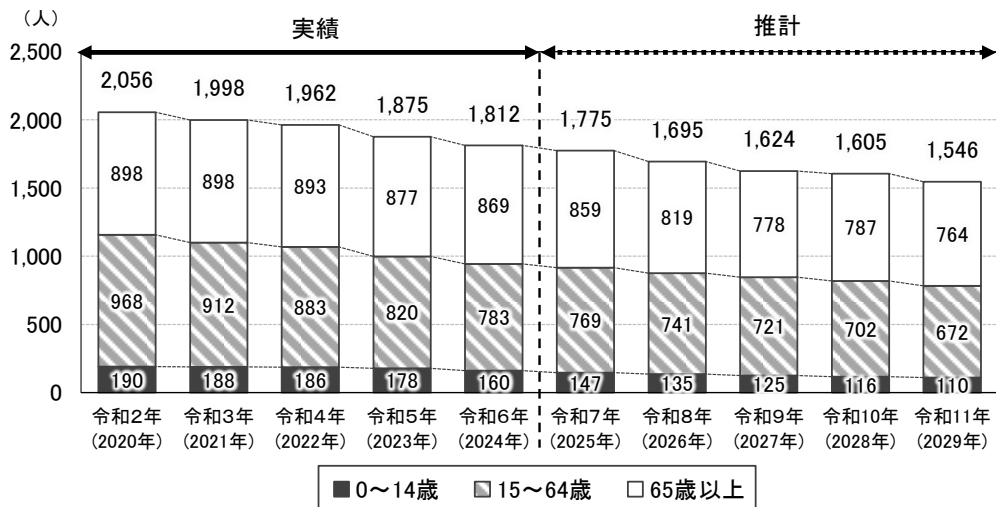
#### (1) 総人口とこどもの人口の推移

##### 1) 総人口・年齢3区分別人口の推移と推計

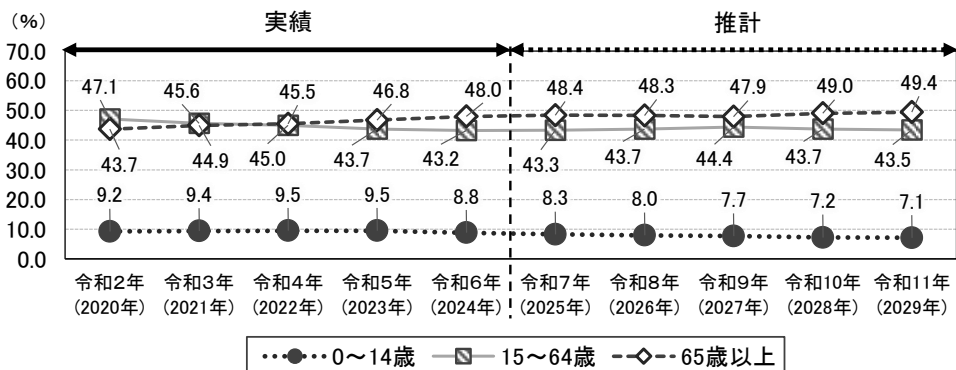
本村の総人口は令和2年の2,056人から減少が続いており、令和6年4月1日現在で1,812人となっています。また、令和2年から令和6年までの住民基本台帳人口の実績を基にしたコーホート法による将来人口推計では、令和7年以降も減少が続き、令和11年には1,546人となる見込みです。

年齢3区分別の構成比をみると、0～14歳人口は令和7年以降も緩やかに減少が続き、15～64歳人口は概ね横ばいで推移すると予測されます。一方、65歳以上人口は増加傾向にあり、令和11年で49.4%となる見込みです。

＜総人口・年齢3区分別人口構成の推移と将来推計＞



＜年齢3区分別人口構成比の推移と将来推計＞



※コーホート法：過去の年齢別・性別人口、母親の年齢階級別出生率、出生者の男女比などを用いて将来人口を算出する方法

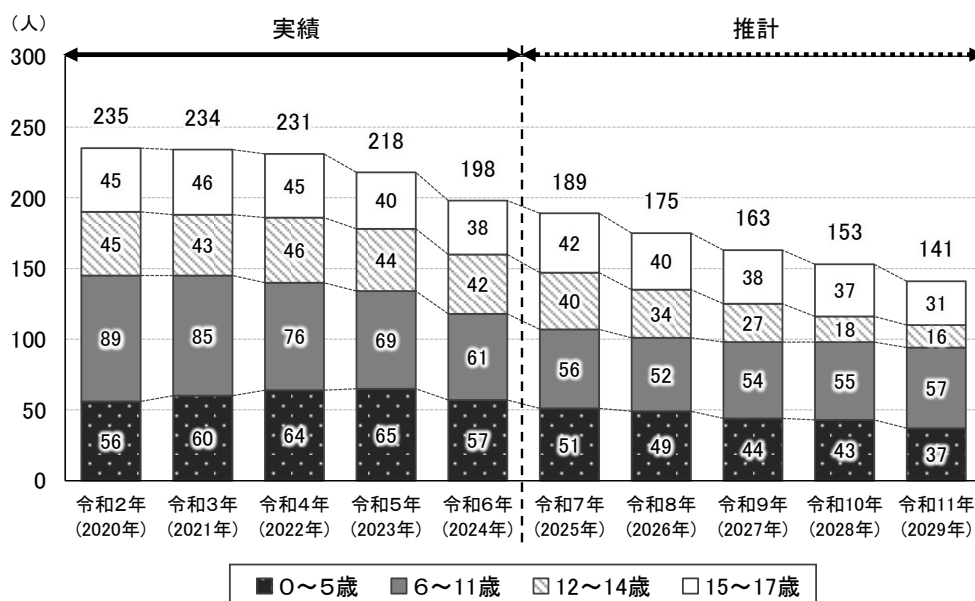
資料：住民基本台帳人口による実績と推計（実績は各年4月1日現在）

## 2) こどもの人口の推移と推計

0～17歳のこどもの人口は、令和6年4月1日現在で198人となっており、令和2年から令和4年にかけて微減傾向にありましたが、令和4年から令和5年にかけて13人の減少、令和5年から令和6年にかけては20人の減少となっています。将来推計をみると、令和7年から年ごとに約10人程度の減少が続くことが予測され、令和11年には141人になる見込みです。

年齢階層別では、0～5歳人口は令和3年から令和5年にかけて増加がみられましたが、令和6年で減少し57人、令和11年には37人となる見込みとなっています。6～11歳人口は令和8年まで減少が続き、令和9年以降は微増傾向へと転じることが予測されます。また、12～14歳人口は令和7年まで横ばいが続きますが、その後は減少が進み、令和11年には16人となる見込みです。15～17歳人口は増減しながら推移していますが、令和8年以降で減少傾向が続く見込みとなっています。

＜こどもの人口における年齢階層別人口の推移と将来推計＞



資料：住民基本台帳人口による実績と推計（実績は各年4月1日現在）



こどもの人口における各歳別人口の増減率をみると、減少率が最も高いのは13歳で71.4%減、次いで、5歳が61.5%減、1歳が58.3%減となっています。増加率については、8歳が100.0%増と最も高くなっており、次いで、17歳が33.3%増、10歳が20.0%増となっています。また、出生数である0歳人口については、令和6年から令和11年にかけて同程度となることが見込まれています。

【こどもの人口における各歳別人口の推移と将来推計及び増減率】

単位：人

	実績	推計					R6→R11 増減率
	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年 (2028年)	令和11年 (2029年)	
0歳	5	7	7	7	5	5	0.0
1歳	12	5	7	7	7	5	▲58.3
2歳	6	11	4	6	6	6	0.0
3歳	12	7	12	5	8	8	▲33.3
4歳	9	12	7	12	5	8	▲11.1
5歳	13	9	12	7	12	5	▲61.5
6歳	12	13	9	12	7	12	0.0
7歳	10	12	13	9	12	7	▲30.0
8歳	6	9	11	13	9	12	100.0
9歳	7	5	7	8	12	6	▲14.3
10歳	10	7	5	7	8	12	20.0
11歳	16	10	7	5	7	8	▲50.0
12歳	14	13	8	6	4	6	▲57.1
13歳	14	14	13	8	6	4	▲71.4
14歳	14	13	13	13	8	6	▲57.1
15歳	15	14	13	13	13	8	▲46.7
16歳	14	14	13	12	12	11	▲21.4
17歳	9	14	14	13	12	12	33.3
合計	198	189	175	163	153	141	▲28.8
0～5歳	57	51	49	44	43	37	▲35.1
6～11歳	61	56	52	54	55	57	▲6.6
12～14歳	42	40	34	27	18	16	▲61.9
15～17歳	38	42	40	38	37	31	▲18.4

資料：住民基本台帳人口による実績と推計（実績は各年4月1日現在）

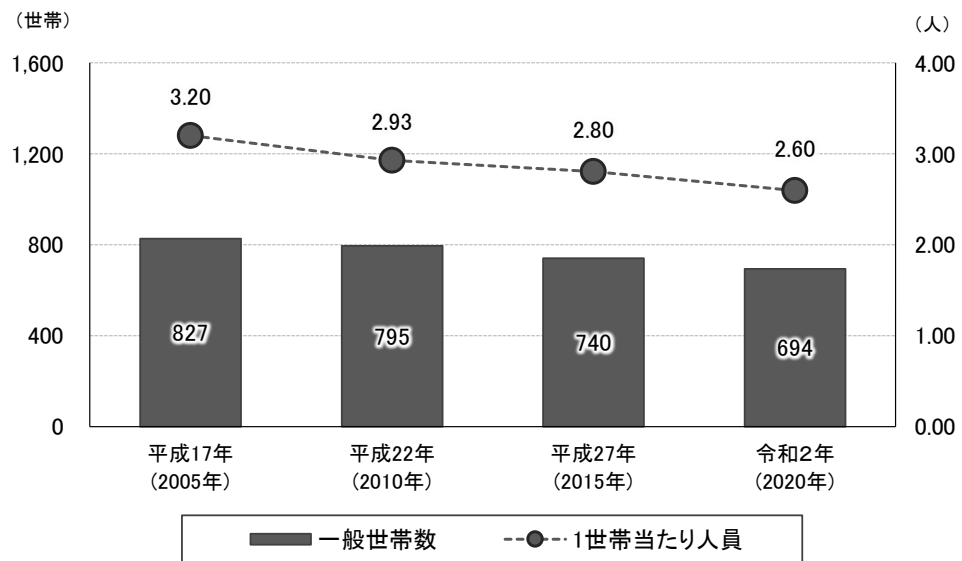
## (2) 世帯の状況

### 1) 一般世帯数の動向

国勢調査によると、本村の一般世帯数は令和2年で694世帯となっており、平成17年の827世帯から133世帯減少しています。

また、1世帯当たり人員をみると平成17年では3.20人となっていました。令和2年では2.60人へと減少しており、世帯規模の縮小が続いています。

<世帯数及び世帯人員の推移>



資料：国勢調査

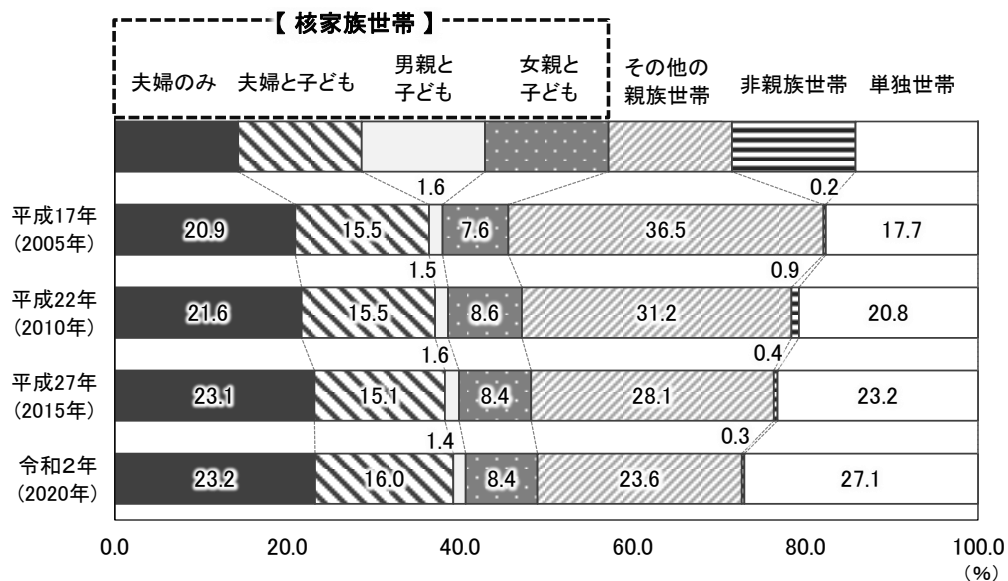
## 2) 家族構成

世帯における家族類型別の構成比をみると、平成17年から令和2年にかけて核家族世帯及び単独世帯は増加傾向にあります。その他の親族世帯と非親族世帯は減少傾向にあります。

また、令和2年の家族構成のうち、最も高いのは単独世帯で27.1%となっており、核家族世帯では、夫婦のみの世帯が23.2%と高くなっています。

なお、実数の推移をみると、単独世帯を除くすべての世帯で減少がみられます。

＜家族類型別構成比の推移＞



### ■ 家族類型別の実数及び構成比の推移

単位：世帯、%

家族構成	実数（世帯）				構成比（%）			
	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
親族世帯								
核家族世帯								
夫婦のみ	173	172	171	161	20.9	21.6	23.1	23.2
夫婦と子ども	128	123	112	111	15.5	15.5	15.1	16.0
男親と子ども	13	12	12	10	1.6	1.5	1.6	1.4
女親と子ども	63	68	62	58	7.6	8.6	8.4	8.4
その他の親族世帯	302	248	208	164	36.5	31.2	28.1	23.6
非親族世帯	2	7	3	2	0.2	0.9	0.4	0.3
単独世帯	146	165	172	188	17.7	20.8	23.2	27.1
一般世帯数計	827	795	740	694	100.0	100.0	100.0	100.0

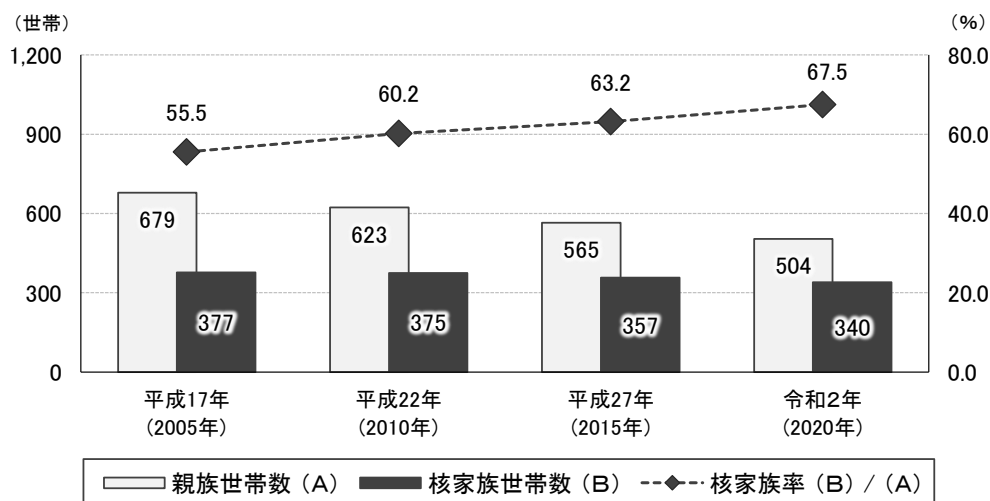
資料：国勢調査

### 3) 核家族世帯の推移

本村の一般世帯数のうち、親族世帯数は、平成17年の679世帯から令和2年の504世帯にかけて175世帯の減少がみられます。そのうち、核家族世帯数は平成17年の377世帯から令和2年の340世帯にかけて37世帯の減少となっています。

また、親族世帯数に占める核家族世帯数の割合（核家族率）を福岡県と比較すると、平成17年から令和2年にかけて、常に福岡県の値を下回って推移しています。

＜親族世帯数に占める核家族世帯数の推移＞



#### ■ 区分別世帯数及び核家族率の推移(東峰村・福岡県)

単位：世帯、%

区分		平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
東峰村	親族世帯数 (A)	679	623	565	504
	核家族世帯数 (B)	377	375	357	340
	一般世帯数	827	795	740	694
	核家族率 (B) / (A)	55.5	60.2	63.2	67.5
福岡県	親族世帯数 (A)	1,342,482	1,347,398	1,354,007	1,344,335
	核家族世帯数 (B)	1,135,958	1,163,436	1,197,150	1,213,986
	一般世帯数	1,984,662	2,106,654	2,196,617	2,318,479
	核家族率 (B) / (A)	84.6	86.3	88.4	90.3

※親族世帯：二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のいる世帯

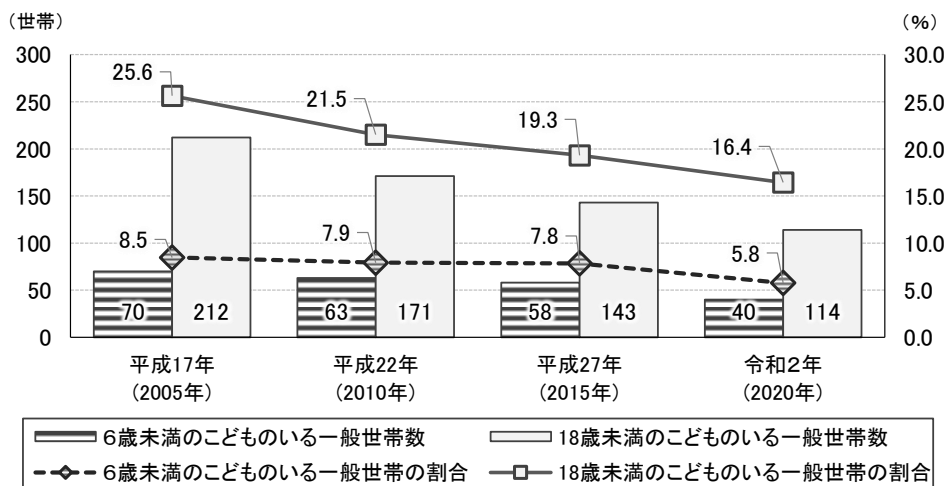
※核家族世帯：夫婦のみの世帯、夫婦と子どもから成る世帯、男親と子どもから成る世帯、女親と子どもから成る世帯

資料：国勢調査

#### 4) こどもがいる世帯の動向

こどもがいる世帯のうち、6歳未満のこどものいる一般世帯数は、令和2年で40世帯、割合は5.8%となっており、平成17年から緩やかに減少しています。また、18歳未満のこどものいる一般世帯数は平成17年の212世帯から98世帯の減少があり、令和2年で114世帯、割合は16.4%となっています。

＜一般世帯数に占めるこどもがいる世帯の推移＞

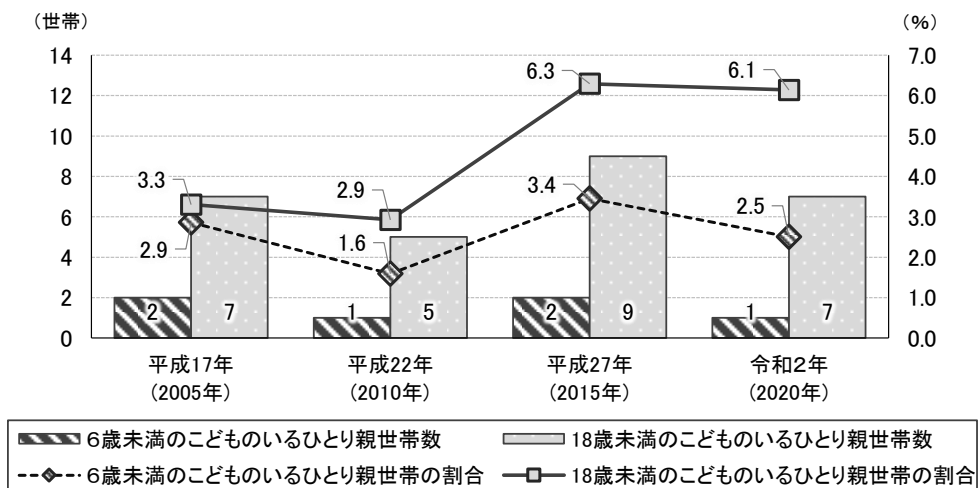


資料：国勢調査

#### 5) ひとり親世帯の推移

6歳未満のこどものいる一般世帯のうち、ひとり親世帯数は平成17年以降で1～2世帯で推移しており、令和2年の割合は2.5%となっています。また、18歳未満のこどものいる一般世帯のうち、ひとり親世帯数は令和2年で7世帯となっており、平成17年と同数になっていますが、平成17年で3.3%であった割合が令和2年では6.1%となり、増加がみられます。

＜6歳未満・18歳未満のこどものいるひとり親世帯の推移＞



資料：国勢調査

ひとり親世帯における母子世帯数は令和2年で8世帯、一般世帯に占める割合は1.2%と平成27年から横ばいとなっています。一方、父子世帯は令和2年ではみられませんでした。

### ■ ひとり親世帯数の推移

単位：世帯、%

区分	実数（世帯）				構成比（%）			
	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
母子世帯数	5	5	9	8	0.6	0.6	1.2	1.2
父子世帯数	2	1	1	0	0.2	0.1	0.1	0.0
一般世帯数 計	827	795	740	694	100.0	100.0	100.0	100.0

※母子世帯・父子世帯：20歳未満の子どもがいるひとり親世帯

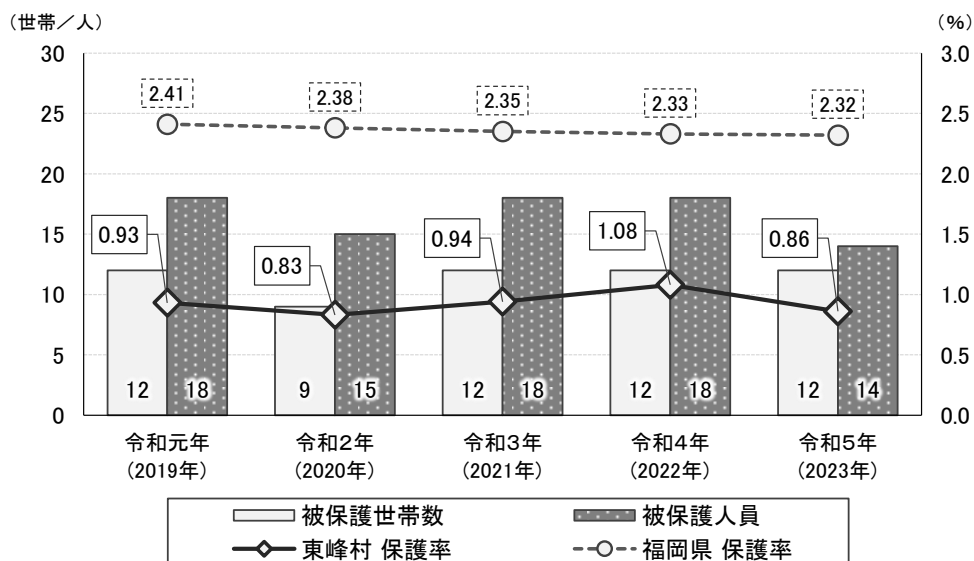
資料：国勢調査

## 6) 生活保護受給世帯及び被保護人員の推移

生活保護受給世帯及び被保護人員は、令和5年で被保護世帯数が12世帯、被保護人員が14人となっており、被保護世帯は令和3年以降で横ばい、被保護人員は令和4年から令和5年にかけて減少しています。

保護率をみると、令和4年の1.08%から令和5年では0.86%と減少しています。また、福岡県の保護率と比較すると、常に下回って推移しています。

＜生活保護受給世帯・被保護人員数及び保護率の推移＞



資料：福岡県町村別保護状況（年度平均）

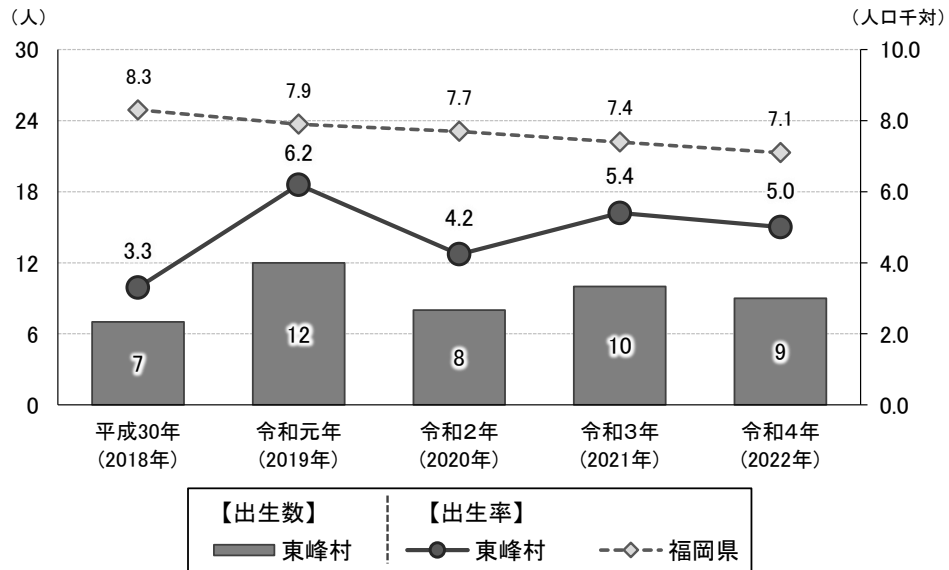
※福岡県の保護率は「福岡県の生活保護」より

### (3) 人口動態

#### 1) 出生の状況

出生数をみると、平成30年以降増減しながら推移し、令和4年では9人となっています。また、出生率は令和4年で5.0‰となっており、平成30年の3.3‰と比較して増加していますが、福岡県の出生率よりも低い値で推移しています。

＜出生数及び出生率の推移＞



資料：福岡県人口動態統計

※出生率：人口千人あたりの出生数の割合

本村の合計特殊出生率は、平成29年と令和元年で2.13と高くなっており、福岡県や全国の値を大きく上回っています。令和2年では1.58と令和元年から減少していますが、福岡県や全国よりも高い値を保っています。

#### ■ 合計特殊出生率の推移

単位：人口千対

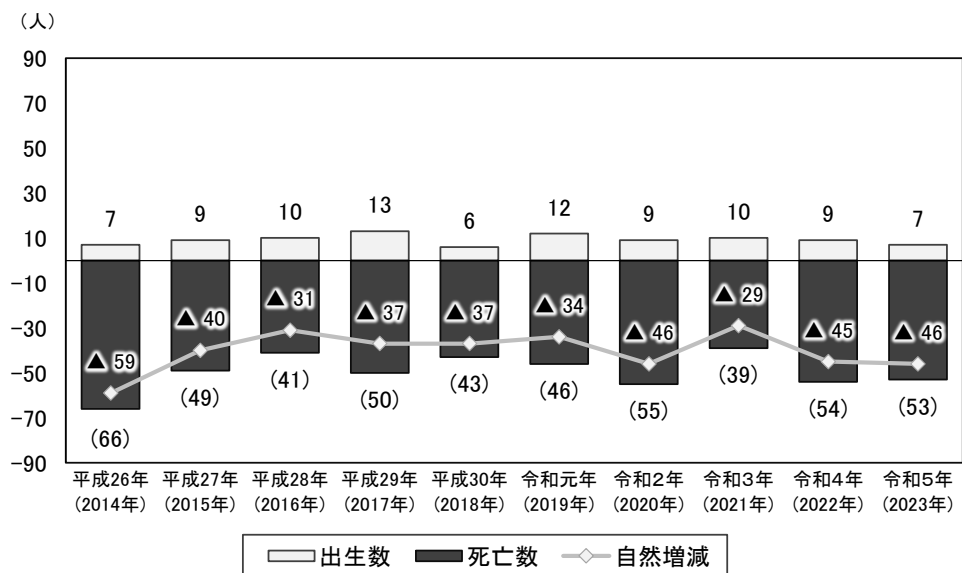
	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)
東峰村	1.25	1.47	2.13	1.04	2.13	1.58
福岡県	1.52	1.50	1.51	1.49	1.44	1.41
全国	1.45	1.44	1.43	1.42	1.36	1.33

資料：人口動態調査

## 2) 自然増減と社会増減

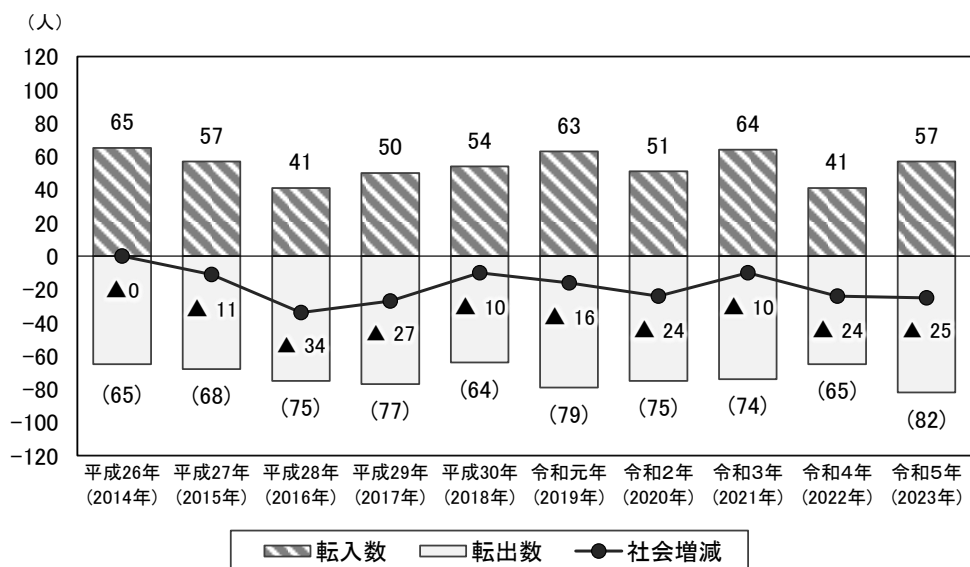
自然増減をみると、出生数は各年 10 人前後で推移していますが、死亡数は概ね 40 人前後で推移しており、死亡数が出生数を上回る「自然減」の状態が続いています。

＜自然増減(出生数と死亡数)の推移＞



社会増減をみると、平成 27 年から令和 4 年にかけて、転出数が転入数を上回る「社会減」の状態が続いており、令和 5 年では 57 人の転入数に対して転出数は 82 人となっており、25 人の減少がみられます。

＜社会増減(転入数と転出数)の推移＞



資料：人口動態調査

※自然増減＝出生数－死亡数

※社会増減＝転入数－転出数



### 3) 婚姻・離婚件数の推移

本村の婚姻件数は令和元年で9件と最も多くなっていましたが、令和4年では2件へと減少しています。離婚件数は平成30年から令和2年にかけて増加がみられましたが、その後減少傾向にあり、令和4年では1件となっています。

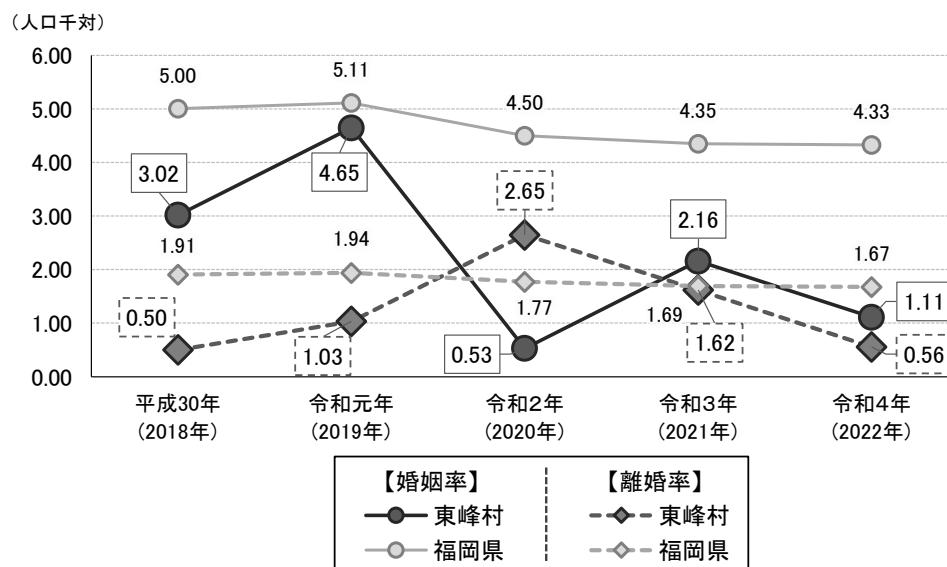
婚姻率をみると、令和4年で1.11‰となっており、平成30年から継続して福岡県の値を下回って推移しています。また、離婚率については令和2年で2.65‰と高くなっており、福岡県の離婚率(1.77‰)を上回りましたが、概ね福岡県よりも低い値で推移しており、令和4年では0.56‰となっています。

#### ■ 婚姻・離婚件数の推移(東峰村・福岡県)

単位：件、人口千対

項目		単位	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)
東峰村	婚姻件数	件	6	9	1	4	2
	婚姻率	人口千人対比	3.02	4.65	0.53	2.16	1.11
	離婚件数	件	1	2	5	3	1
	離婚率	人口千人対比	0.50	1.03	2.65	1.62	0.56
福岡県	婚姻件数	件	25,265	25,777	22,745	22,009	21,840
	婚姻率	人口千人対比	5.00	5.11	4.50	4.35	4.33
	離婚件数	件	9,624	9,774	8,955	8,564	8,444
	離婚率	人口千人対比	1.91	1.94	1.77	1.69	1.67

#### <婚姻・離婚件数の推移>



資料：国勢調査

※婚姻率：人口千人あたりの婚姻件数の割合

※離婚率：人口千人あたりの離婚件数の割合

#### 4) 未婚の状況

15歳以上人口の未婚率をみると、令和2年で男性は24.7%、女性は14.2%となっています。年代別では、45～49歳における未婚率が男性で26.0%、女性は2.6%と特に差が大きくなっており、女性と比較して男性の未婚率が高いことがうかがえます。

また、福岡県と比較すると、男性、女性ともに15歳以上総数の未婚率は福岡県の値より低くなっていますが、本村における男性の25歳から44歳にかけてと女性の25歳から39歳にかけては、それぞれ福岡県の未婚率よりも高い値となっています。

##### ■ 未婚率の状況

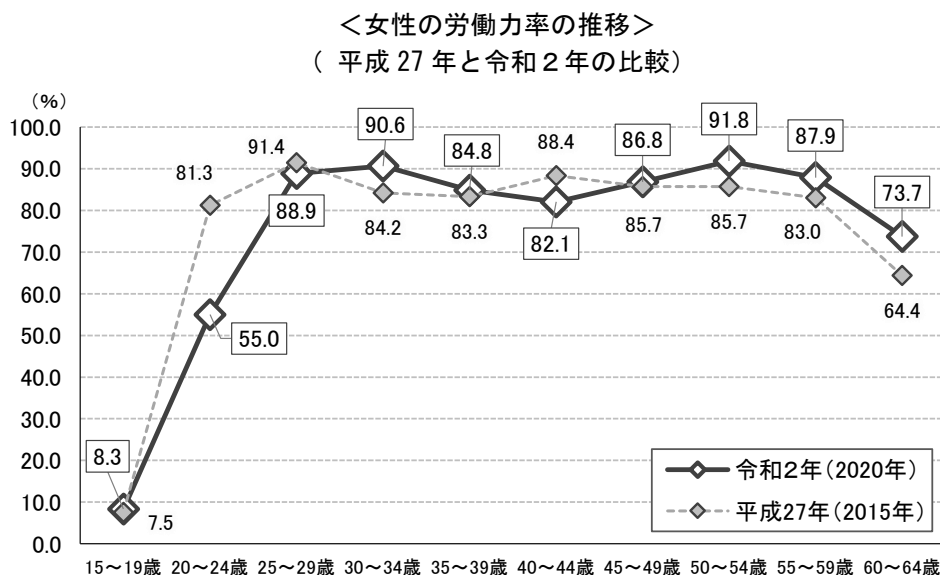
単位：人、%

年齢区分	男性				女性			
	総数	未婚実数	未婚率	未婚率 (福岡県)	総数	未婚実数	未婚率	未婚率 (福岡県)
15歳以上総数	778	192	24.7	31.3	937	133	14.2	25.2
15～19歳	36	36	100.0	99.7	24	24	100.0	99.5
20～24歳	21	15	71.4	94.1	20	14	70.0	91.3
25～29歳	23	21	91.3	69.0	27	24	88.9	62.3
30～34歳	30	19	63.3	44.2	32	16	50.0	36.6
35～39歳	37	17	45.9	32.1	33	16	48.5	25.2
40～44歳	35	13	37.1	26.9	39	8	20.5	21.1
45～49歳	50	13	26.0	25.1	38	1	2.6	19.1

資料：国勢調査（令和2年）

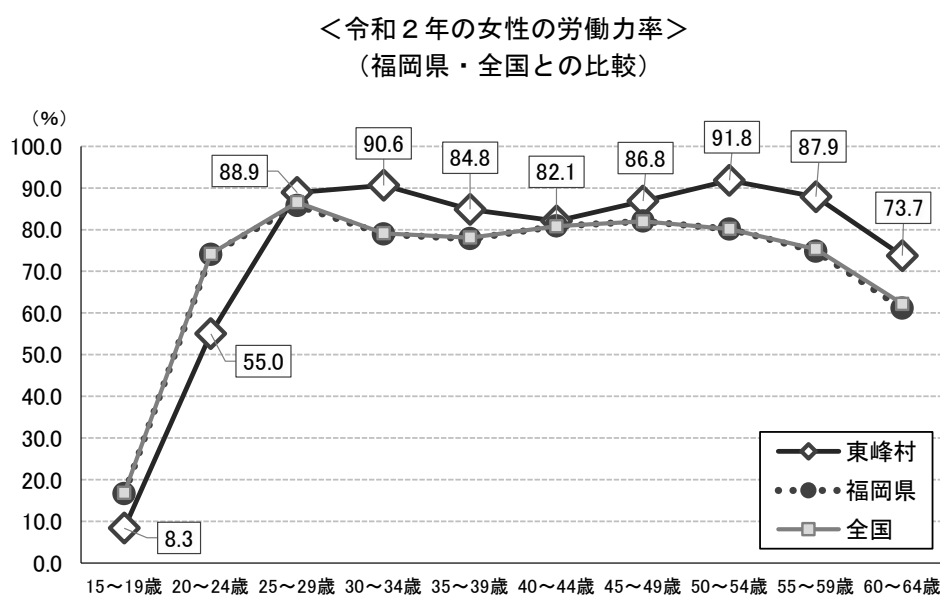
## (4) 女性の就労状況

女性の労働力率は一般的に結婚・出産期に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するというM字カーブを描くと言われており、本村の女性の年齢別労働力率をみると、令和2年の値は概ねM字を描いていることがうかがえます。また、平成27年と比較すると、20代や40～44歳を除く年代において、令和2年の労働力率が増加しています。



資料：国勢調査

令和2年の女性の労働力率を福岡県や全国と比較すると、15歳から24歳にかけては本村の労働力率が福岡県や全国よりも下回っていますが、25歳以上の年代では本村の値が上回って推移しており、働く女性が多いことがうかがえます。



資料：国勢調査

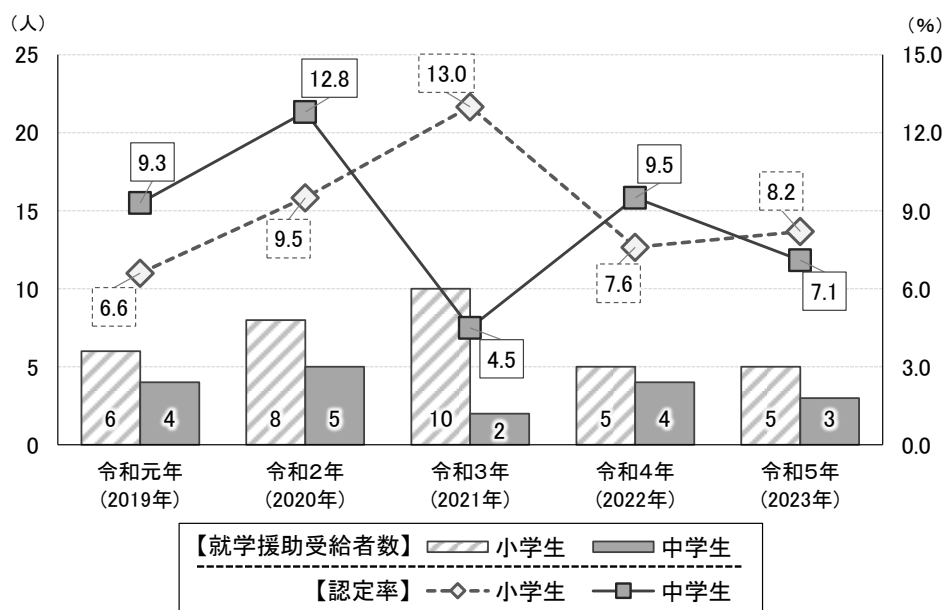
## (5) こどもの状況

### 1) 就学援助受給者の状況

本村における就学援助受給者数は、令和5年で小学生が5人、中学生が3人となっています。小学生の受給者数は令和元年から令和3年にかけて増加傾向にありましたが、令和4年に減少し以降は横ばいとなっており、中学生の受給者数は増減しながら推移しています。

認定率をみると、小学生が令和5年で8.2%と令和4年の7.6%から微増しており、中学生は令和4年の9.5%から減少がみられ、令和5年で7.1%となっています。

＜就学援助受給者数及び認定率の推移＞



資料：庁内資料（各年5月1日現在）

就学援助費の支給額は、令和5年で小学生が281,500円、中学生が252,630円、総額534,130円となっています。

#### ■ 就学援助費支給額の推移

単位：円

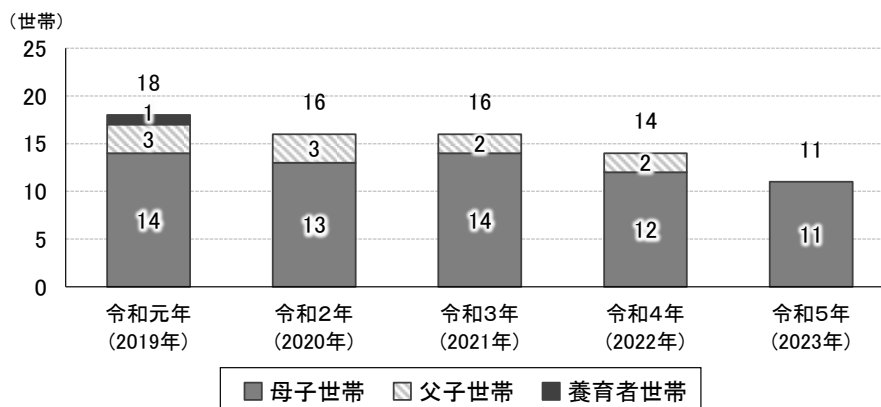
	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
小学生	367,628	306,494	740,596	287,440	281,500
中学生	271,000	423,010	274,029	491,473	252,630
総額	638,628	729,504	1,014,625	778,913	534,130

資料：庁内資料（各年5月1日現在）

## 2) 児童扶養手当受給世帯の状況

本村における児童扶養手当受給世帯数の推移をみると、令和元年以降、減少傾向にあります。令和5年では母子世帯のみとなり、総数は11世帯となっています。

＜児童扶養手当受給世帯数の推移＞



資料：庁内資料（各年7月頃）

## 3) スクールソーシャルワーカーへの相談状況

スクールソーシャルワーカーへの項目別相談延べ人数の総数は、令和5年で61人となっており、内訳をみると「家業・進路」の相談が28人と最も多く、次いで、「不登校への対応」が25人、「友人関係」が5人、「その他」2人、「家庭の問題」1人と続いています。過去4年間と比較すると総数は概ね半減しています。

構成比をみると「家業・進路」についての相談が常に高い傾向にあります。

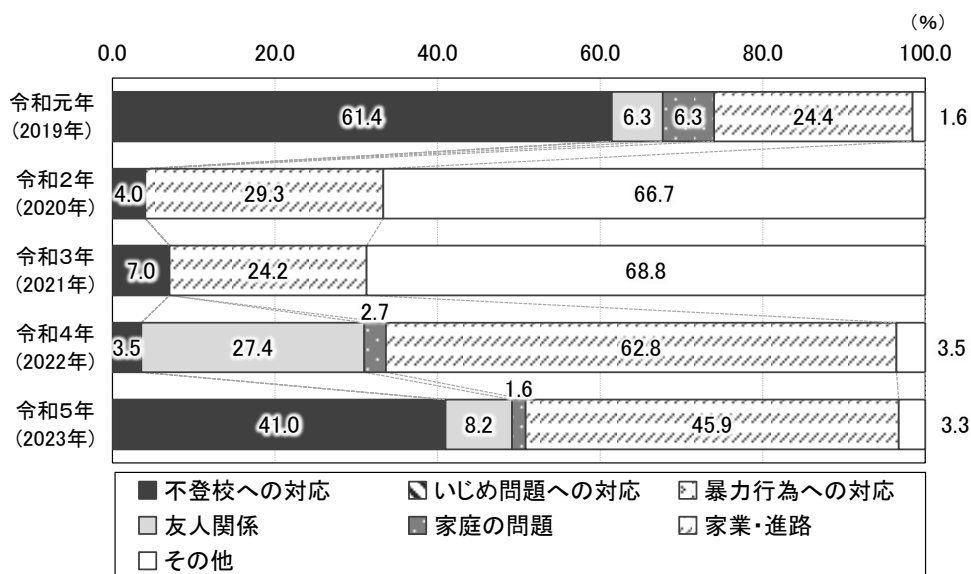
### ■ スクールソーシャルワーカーの項目別相談延べ人数の内訳の推移

単位：人

	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
不登校への対応	78	4	9	4	25
いじめ問題への対応	0	0	0	0	0
暴力行為への対応	0	0	0	0	0
友人関係	8	0	0	31	5
家庭の問題	8	0	0	3	1
家業・進路	31	29	31	71	28
その他	2	66	88	4	2
総数	127	99	128	113	61

資料：庁内資料（各年3月31日現在）

＜スクールソーシャルワーカーの項目別相談延べ人数の構成比の推移＞

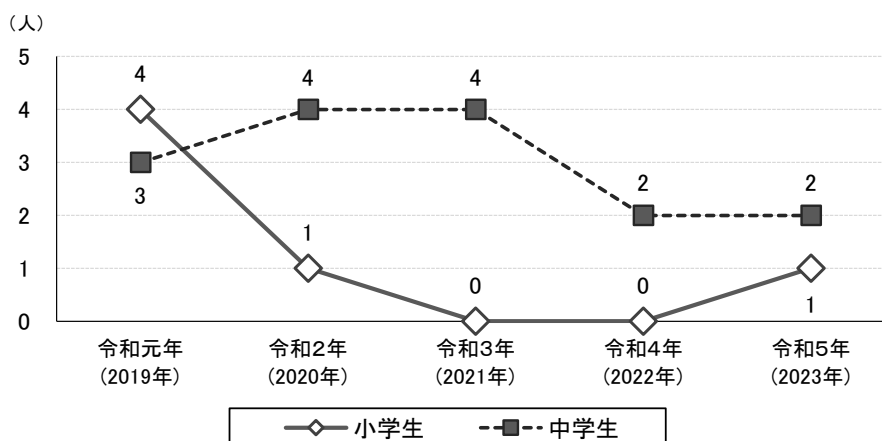


資料：庁内資料（各年3月31日現在）

4) 不登校等に関する状況

本村の小学生における不登校児童数は、令和元年の4人から減少が続き、令和3年及び令和4年では不登校児童はみられませんでした。令和5年では1人となっています。また、中学生における不登校生徒数は令和2年と令和3年で4人となっていました。その後減少し、令和4年と令和5年では2人のまま横ばいで推移しています。

＜不登校児童及び生徒数の推移＞



資料：庁内資料（各年3月31日）

## 2 教育・保育施設の状況

### (1) 保育所（園）の設置状況

本村には2か所の認可保育所があり、令和6年5月1日現在、村内保育所における在園児数は46人となっており、定員65人に対する入所率は70.8%となっています。

【保育所（園）の在園児数等】

単位：人、%

		令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
小石原保育園	定員	20	20	20	20	20
	在園児数	8	19	19	25	25
	入所率	40.0	95.0	95.0	125.0	125.0
美星保育所	定員	45	45	45	45	45
	在園児数	32	29	31	28	21
	入所率	71.1	64.4	68.9	62.2	46.7
小計	定員	65	65	65	65	65
	在園児数	40	48	50	53	46
	入所率	61.5	73.8	76.9	81.5	70.8
村外の保育所を利用している児童数		0	1	1	2	2
保育所利用児童数 合計		40	49	51	55	48

資料：庁内資料（各年5月1日現在）

### (2) 小学校・中学校の状況

本村には小学校課程から中学校課程まで義務教育を一貫して一つの学校で行う、9年制の小中一貫型学校が1校あります。

小学部（1～6年生）は年々児童数が減少し、令和5年で68人、中学部（7～9年生）は概ね横ばいで推移し42人となっています。

【東峰学園の学級数及び児童・生徒数】

単位：学級、人

		令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
東峰学園 小学部 (1年生～6年生)	学級数	7	8	8	8	8
	児童数	96	90	85	75	68
東峰学園 中学部 (7年生～9年生)	学級数	6	6	4	3	3
	生徒数	49	43	41	42	42

資料：学校教育便覧

### 3 第2期計画の実施状況

#### (1) 第2期計画の施策の実施状況

第2期計画では5つの基本目標と20の施策を定めています。それに基づく取り組みや事業について、村の担当課や関係課がそれぞれ内部評価を行い、第2期計画の評価検証を行いました。

＜第2期計画の施策の評価（総括表）＞

基本目標	基本施策	平均点	基本施策評価	基本目標評価
基本目標1 地域における子育て支援	1 子育て支援の機会づくり	1.5	C	A
	2 子育て支援のネットワークづくり	3.0	A	
	3 放課後の子育ての場づくり	3.0	A	
	4 情報提供の充実	3.0	A	
基本目標2 すべての親子の健やかな成長への支援	1 母子保健事業の推進	3.0	A	A
	2 食育の推進	3.0	A	
	3 思春期保健対策の充実	3.0	A	
	4 小児医療の充実	3.0	A	
	5 相談体制等の充実	3.0	A	
基本目標3 親子がともに学び、育ちあうことができる環境づくり	1 次代の親の育成	3.0	A	A
	2 子どもの生きる力を育むための学校教育・社会教育の推進	2.8	A	
	3 家庭や地域の教育力の向上	2.8	A	
基本目標4 配慮が必要な子どもと子育て家庭への支援	1 発達に配慮が必要な児童などへの支援	3.0	A	A
	2 児童虐待防止	3.0	A	
	3 子育て家庭への経済的支援	3.0	A	
基本目標5 豊かで安心できる家庭生活・地域生活のための支援	1 男女共同参画意識の醸成	2.7	A	A
	2 子育てを支援する生活環境の整備	2.3	B	
	3 子どもの安全の確保	2.7	A	
	4 災害時の円滑な避難誘導、安全の確保	2.7	A	

平均点	評価	評価結果
3点	A	十分に取り組むことができた
3点未満	B	概ね取り組むことができた
2点未満	C	あまり取り組むことができなかった
1点未満	D	ほとんど取り組むことができなかった



## ▶ 基本目標 1 地域における子育て支援

基本施策		実施状況
1	子育て支援の機会づくり	○就学児健診の際に子育て相談の場を設け、保護者の悩み等に対して相談支援を行っています。
2	子育て支援のネットワークづくり	○令和2年度に新たな学校運営協議会を立ち上げ、保育所、小・中学校でめざすこどもの姿を共有し、0歳～15年間の村の一貫教育を推進しました。 ○関係機関と連携して支援を行う際の個人情報の取り扱いについて、個人情報保護水準の維持・向上を図る必要があります。
3	放課後の子育ての場づくり	○放課後の居場所になるよう子ども館を開放するとともに、公営の学習塾等を設置・運営しています。
4	情報提供の充実	○村のホームページや広報紙を活用し、子育て中の家族が必要とする様々な情報を提供しました。

## ▶ 基本目標 2 すべての親子の健やかな成長への支援

基本施策		実施状況
1	母子保健事業の推進	○保健師及び看護師が全妊婦を対象に家庭訪問を行い、母子健康手帳の使い方や母子保健事業に関する情報提供、適切な保健指導を実施しています。 ○妊婦健診の費用助成及び乳幼児健診を実施しています。 ○新生児から満3か月未満の乳児及びその保護者を対象に、保健師等が家庭訪問を行い、母子保健事業に関する情報提供や授乳をはじめとする生活指導を実施しています。 ○年1回保育所でむし歯予防教室を実施しています。 ○予防接種を実施し、疾病の発症及び流行を予防しています。また、未接種のこどもとその保護者に対して、予防接種の勧奨を行っています。
2	食育の推進	○乳幼児健診にて管理栄養士による栄養相談と集団講話を実施しています。 ○保育所では、野菜の栽培やクッキング等を通して食への興味や関心、感謝の気持ちを育てています。 ○学校では、村でとれる食材の探求、郷土料理調べ、みそづくりなどを通し、地産地消の大切さを学習しています。
3	思春期保健対策の充実	○東峰学園において養護教諭や外部講師などによる性に関する学習を実施しています。 ○東峰学園の保健指導のなかでお酒、たばこ、薬物の害について学習しています。今後は保護者にもその害を知ってもらうために親子一緒に薬物乱用防止教室の開催を検討していきます。
4	小児医療の充実	○小児医療に関する情報を村のホームページに掲載するなど、小児医療に関する情報提供に努めています。 ○東峰村の区域内に住所を有し、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に医療証を交付しています。

基本施策		実施状況
5	相談体制等の充実	<p>○乳幼児健診、子育てひろば、子育て相談会等の機会を通じて、保健師、看護師、臨床心理士、管理栄養士等による専門的な相談・指導を実施しています。</p> <p>○学期に一度は生活アンケートを実施し、担任をはじめ全職員で教育相談を実施しています。また、こどもや保護者に対してスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの面談の場を設定するなど、様々な取り組みを行っており、不登校児童・生徒は減少してきています。</p> <p>○今後も児童・生徒、保護者が気軽に相談できる環境を一層整備していくことが重要です。</p>

### ▶ 基本目標3 親子がともに学び、育ちあうことができる環境づくり

基本施策		実施状況
1	次代の親の育成	○東峰学園では9年生の保育体験学習で、幼児と触れ合う活動を実施しています。
2	子どもの生きる力を育むための学校教育・社会教育の推進	<p>○全ての学年で学期ごとの目標を一人一人設定し、学期末にはその達成状況を振り返り、クラスや全校集会で報告しています。今後は、学習したことを村民に報告したり、SNS等で情報を発信するなど、活動を広げていきたいと考えています。</p> <p>○「東峰 Jr.未来塾」では、年10回の自然体験活動や生活体験活動を実施しています。</p> <p>○教育及び社会活動をより充実させることを目的として令和6年4月に立命館アジア太平洋大学（APU）と包括連携協定を結びました。東峰学園中学部の生徒を中心に APU のキャンパスを訪問するとともに、APU の大学生が東峰村に訪問・滞在しながら東峰学園の児童・生徒と交流活動を実施しています。</p> <p>○東峰学園では英語教育とキャリア教育を重点化教育として取り組んでいます。キャリアパスポートの活用や様々な職業人の話を聞く「ようこそ先輩」等の活動を通じて、将来の職業を模索しています。</p> <p>○東峰学園は各クラス10人程度の少人数であり個に応じた指導を行うことができます。また、一人一台端末の整備が終わり、ICT教育を先進的に行っています。その結果、こどもたちの学力は全国や県の平均よりもかなり高い成績を残しています。</p> <p>○スポーツクラブについては、年々参加人数が減少しており、各スポーツ団体の存続、廃止等を含めた検討が必要な状況です。</p>
3	家庭や地域の教育力の向上	<p>○年2～4回子育てをしている保護者を対象にワークショップ（学級）を開催して交流を図り、地域と接点を持つきっかけをつくっています。</p> <p>○東峰学園では読書ボランティアによる読み聞かせを実施しています。</p> <p>○乳幼児健診の際に、乳幼児とその保護者に絵本をプレゼントしています。</p>

▶ **基本目標 4 配慮が必要な子どもと子育て家庭への支援**

基本施策		実施状況
1	発達に配慮が必要な児童などへの支援	<p>○児童の発達支援に関わる専門的スタッフを保育所や学校等に派遣し、こどもが集団生活に適應できるように支援を行いました。</p> <p>○東峰学園内の特別支援学級に支援員を配置し、一人一人のニーズに応じた教育活動を展開しています。より専門的なサポートを定期的に受けられるよう、支援体制の整備を図る必要があります。</p>
2	児童虐待防止	<p>○保健師等が生後2か月頃の赤ちゃんのいる家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育てに関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握を行い、支援が必要な家庭については適切な支援につなげています。</p> <p>○虐待があった場合、要保護児童対策地域協議会において、要保護児童の個別ケース会議を開催し、迅速な対応を図るとともに、警察や児童相談所等と連携して対応を行っています。</p>
3	子育て家庭への経済的支援	<p>○妊婦健診費用の助成、妊産婦歯科検診費用の助成、保育料・副食費の無償化、学校給食費の無償化、就学援助費の支給等の経済的支援を行っています。</p> <p>○出産、小学校・中学校・高校入学の際に子育て支援金を支給しています。</p>

▶ **基本目標 5 豊かで安心できる家庭生活・地域生活のための支援**

基本施策		実施状況
1	男女共同参画意識の醸成	<p>○男女共同参画や育児休業制度について広報紙を活用して啓発を行いました。</p> <p>○男女共同参画に関する講座については、性別や年齢に関係なく参加できるよう見直しを行いました。今後は特に若者の参加を促していくことが必要です。</p>
2	子育てを支援する生活環境の整備	<p>○定住促進住宅においては、中学生以下の同居者がいる者を優先的に入居させています。また、その同居者数によって家賃の減額を行っています。特定公共賃貸住宅においても、18歳未満の同居者がいる場合は、家賃の減額を行っています。</p>
3	子どもの安全の確保	<p>○こどもを見守るサポートタクシーによる見守り活動、交通安全協会の指導員等による街頭啓発などの防犯・交通安全対策を実施しました。</p> <p>○防犯灯等の整備・維持管理を適切に実施しています。防犯カメラ整備の必要性について今後検討していくことが必要です。</p> <p>○美星保育所及び東峰学園には防犯カメラを設置しています。不審者侵入を想定した防犯教室も外部団体や警察の協力のもと毎年実施しています。</p>
4	災害時の円滑な避難誘導、安全の確保	<p>○防災行政無線を活用して防災情報を発信しています。今後、SNS等を活用した情報発信について検討する必要があります。</p> <p>○毎年、内容を変更して防災訓練を実施し、防災意識を高めています。</p>

## (2) 地域子ども・子育て支援事業の実施状況

第2期計画期間では、こども・子育て家庭等を対象とする事業として、以下の14事業を掲げていました。

1. 利用者支援事業
2. 地域子育て支援拠点事業
3. 乳児家庭等全戸訪問事業
4. 養育支援訪問事業
5. 子育て短期支援事業
6. 一時預かり事業
7. 時間外保育（延長保育）事業
8. 病児・病後児保育事業
9. 放課後児童クラブ（学童保育所）
10. ファミリー・サポート・センター事業
11. 妊婦健康診査
12. 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
13. 実費徴収に係る補足給付を行う事業
14. 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

事業内容及び第2期計画策定時における量の見込みと利用実績は以下の通りです。

### 1) 利用者支援事業

#### ▼ 事業概要

こども及びその保護者が、確実に教育・保育を受け、地域子ども・子育て支援事業等の支援を円滑に利用できるよう、身近な場所で相談に応じ、必要な情報の提供・助言を行い、関係機関と連絡調整等を総合的に行う事業です。

#### ▼ 実施状況及び課題

子育て世代包括支援センター（母子保健型）で実施していましたが、令和6年度より「こども家庭センター」を住民福祉課内に設置し、母子保健と児童福祉の双方の機能を一体的とした支援を行っています。

#### ■ 第2期計画期間における見込量と実績

単位：実施場所（か所）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1	1	1	1	1
実績値	1	1	1	1	

## 2) 地域子育て支援拠点事業

### ▼ 事業概要

地域の子育て支援を目的に、親子の交流の場の提供、子育てに関する相談・援助、地域の子育て関連情報の提供、子育て支援に関する講習等を行う事業です。

### ▼ 実施状況及び課題

新型コロナウイルス感染症の流行を受け、「わくわく子育て広場」の実績はありませんでしたが、今後も関係課が連携し個別相談等の提供体制を確保します。

#### ■ 第2期計画期間における見込量と実績 単位: のべ利用回数(回/月)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	60	60	60	60	60
実績値	0	0	0	0	

## 3) 乳児家庭等全戸訪問事業

### ▼ 事業概要

およそ生後4か月までの乳児がいる全家庭を訪問し、育児に関する相談・情報の提供、養育環境の把握等を行います。

### ▼ 実施状況及び課題

各年度、量の見込みと実績値に大きな乖離はありません。また令和3年度は量の見込みを実績値が上回っていますが、対応可能な提供体制は確保できています。

#### ■ 第2期計画期間における見込量と実績 単位: 実利用人数(人/年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	12	12	12	12	12
実績値	9	14	10	11	

#### 4) 養育支援訪問事業

##### ▼ 事業概要

子育てに対して不安や孤立感等を抱えるなどの養育支援が必要な家庭を訪問し、保護者からの相談を行い、育児等の向上を図ります。

##### ▼ 実施状況及び課題

必要に応じて保健師等の育児家庭訪問支援員を派遣し、育児・栄養の指導等を行っています。

■ 第2期計画期間における見込量と実績 単位:実利用人数(人/年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1	1	1	1	1
実績値	1	1	1	1	

#### 5) 子育て短期支援事業

##### ▼ 事業概要

子育て短期支援事業は、次の2種類から構成されます。

##### ① 短期入所生活援助（ショートステイ）事業

保護者が、疾病など身体上・精神上・環境上の理由により、児童の養育が困難となった場合等に、施設において児童を預かる事業です。

##### ② 夜間養護等（トワイライトステイ）事業

保護者が、仕事その他の理由により、平日の夜間または休日に不在となり、児童の養育が困難となった場合等に、施設において児童を預かる事業です。

##### ▼ 実施状況及び課題

村内に子育て短期支援事業を実施する児童養護施設等はなく、利用実績もありませんでした。しかし、緊急時等に利用したい保護者がいることも考えられるため、事業の実施を検討していく必要があります。

■ 第2期計画期間における見込量と実績 単位:のべ利用人数(人日/年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	7	7	7	7	7
実績値	ショートステイ	0	0	0	0
	トワイライトステイ	0	0	0	0

## 6) 一時預かり事業

### ▼ 事業概要

保護者の就労・けがや病気などのために、一時的に家庭において保育することが困難となった乳幼児を、保育所等において一時的に預かる事業です。

### ▼ 実施状況及び課題

村内に幼稚園はないため、幼稚園での預かり保育は実施していません。保育所の一時預かりの利用実績は令和5年度までありませんでした。

#### ■ 第2期計画期間における見込量と実績

単位: 延べ利用人数(人日/年)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量 の 見 込 み	① 幼稚園の預かり保育 【1号認定】※保育を必要としない	0	0	0	0	0
	② 幼稚園の預かり保育 【2号認定】※保育を必要とする	0	0	0	0	0
	③ 一時預かり事業 幼稚園の在園児以外	2	1	0	0	0
実 績 値	① 幼稚園の預かり保育 【1号認定】※保育を必要としない	0	0	0	0	
	② 幼稚園の預かり保育 【2号認定】※保育を必要とする	0	0	0	0	
	③ 一時預かり事業 幼稚園の在園児以外	0	0	0	0	

## 7) 時間外保育（延長保育）事業

### ▼ 事業概要

時間外保育（延長保育）事業は、標準時間（11時間）を超えて保育を行う事業です。

### ▼ 実施状況及び課題

村内1か所の保育所で事業を実施しています。各年度、実績値が量の見込みを上回っていますが、提供体制は確保できています。

#### ■ 第2期計画期間における見込量と実績

単位: 実利用人数(人/日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	3	3	3	3	3
実 績 値	6	8	7	9	

## 8) 病児・病後児保育事業

### ▼ 事業概要

児童が入院治療を要しない病気療養中または病気の回復期で集団生活が困難な期間に、保護者が就労等により看病できない場合、一時的に専用施設で保育と看護を行う事業です。

### ▼ 実施状況及び課題

村内に病児・病後児保育事業を実施する機関がないため、利用実績はありません。

#### ■ 第2期計画期間における見込量と実績 単位: のべ利用人数(人日/年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	0	0	0	1	1
実績値	0	0	0	0	

## 9) 放課後児童クラブ(学童保育所)

### ▼ 事業概要

保護者が就業または疾病等により、放課後自宅で保育できない家庭の小学生児童(1~6年生)に、遊び場や生活の場を提供し、指導員の指導の下で児童の健全な育成を図る事業です。

### ▼ 実施状況及び課題

村内に放課後児童クラブはなく利用実績はありませんが、子ども館の開設及び放課後子ども教室を実施しています。

#### ■ 第2期計画期間における見込量と実績 単位: 実利用人数(人/日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	0	0	0	0	0
実績値					



## 10) ファミリー・サポート・センター事業

### ▼ 事業概要

ファミリー・サポート・センター（子育て援助活動支援）事業は、育児の援助を受けたい人（依頼会員）と、育児の援助を行いたい人（協力会員）との相互援助活動の連絡・調整を行うものです。相互援助活動には、こどもの預かりや施設への送迎等があります。

### ▼ 実施状況及び課題

現在、本事業は実施していないため、量の見込み、利用実績はありません。利用ニーズと提供体制を把握した上で、事業実施についての検討が必要です。

#### ■ 第2期計画期間における見込量と実績 単位：のべ利用人数（人／年）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	0	0	0	0	0
実績値					

## 11) 妊婦健康診査

### ▼ 事業概要

母子健康手帳交付時に妊婦健康診査補助券を配布して実施しています。

### ▼ 実施状況及び課題

母子健康手帳交付時に14回分の妊婦健康診査補助券を配布しています。

#### ■ 第2期計画期間における見込量と実績 単位：のべ利用回数（人回／年）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	112	112	112	112	112
実績値	115	101	115	58	

## 12) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（見込量算出対象外）

### ▼ 事業概要

要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施する事業です。

## 13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業（見込量算出対象外）

### ▼ 事業概要

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して、保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

## 14) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（見込量算出対象外）

### ▼ 事業概要

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究やその他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

## 4 関係団体ヒアリング調査

本計画の策定にあたり、こども・子育て・若者に関する村の現状や課題等をお聴きし、計画策定のための基礎資料とすることを目的として、村内のこども・子育て・若者に関係する各種団体等にヒアリングを行いました。

### (1) 対象団体

対象団体	対象者	実施日	調査方法
東峰学園	・スクールソーシャルワーカー	10月7日	電話
	・スクールカウンセラー	10月15日	
	・養護教諭	10月16日	
東峰学園PTA	・PTA	10月30日	Zoom
保育所(園)※2ヶ所	・小石原保育園長	12月12日	電話
	・美星保育所長・保育士	10月18日	直接
東峰村民生委員・児童委員協議会	・主任児童委員	10月16日	電話
		10月30日	
東峰村青年団	・団員	11月18日	直接

### (2) 調査の概要

#### 1) 東峰学園

ご意見や主な課題
<ul style="list-style-type: none"><li>● 山間部なので移動手段が車となり、運動不足の傾向にあります。</li><li>● 小学生は睡眠を十分に確保できていますが、中学生は習い事や勉強などで忙しく、睡眠不足になることが少なくないようです。</li><li>● 食事は、菓子パンなどではなく、ごはん、みそ汁、納豆などの栄養バランスの良い食事をしている家庭が多いと感じます。</li><li>● 祖父母と一緒に暮らしている家庭が多いので孤食は少ないと思います。</li><li>● 東峰村は、給食費・医療費が無償化されており、生活に困窮している児童・生徒はいません。</li><li>● いじめや不登校の問題はほとんどありませんが、村に学校が1校しかないので人間関係のトラブルにより悩みを抱えたこどもの逃げ場がありません。フリースクールや適応指導教室など別の居場所があるといいと思います。</li><li>● 地域の見守り・声かけを一層充実してほしいです。現在も民生委員・児童委員が行っていますが、家にいるおじいちゃん・おばあちゃんが下校時には顔を出すなど、地域みんなでこどもを支える環境づくりを推進してほしいです。</li></ul>

## 2) 東峰学園PTA

ご意見や主な課題
<ul style="list-style-type: none"><li>● YouTube、スマホ、タブレットなどで動画を視聴していることも多くいます。そのためネット社会で健全に育つために全ての家庭で守る約束「TOHO5」を定めました。</li><li>● みらい塾が月1回土曜日に開催されており、地域の人や子どもが昔遊びや木工・図工、ヤマメ釣りなどを行っています。子どもと地域の人に関わる機会がさらに増えるといいのではないのでしょうか。</li><li>● PTAの代表者が村の会議に出席し、連携・協働して地域づくりに取り組んでいます。</li><li>● 保育・教育はICTなども活用し、行き届いていると感じます。</li><li>● 交通の便が悪く、買い物する場所が少ないです。</li><li>● 公園等の施設がありません。また家々が離れて点在しているので、子どもたちが遊ぼうと思っても親の送迎が必要な状況です。</li><li>● 空き家バンクなどを活用して子育て家庭が安心して住める場所が増えると良いと思います。そうなれば、村外からの流入者が増えると思います。</li></ul>

## 3) 保育所(園)

ご意見や主な課題
<ul style="list-style-type: none"><li>● こどもの減少が気になります。</li><li>● 保育所の場所が孤立しているように感じます。</li><li>● 歩道が整備されていないため、園外保育(お散歩)に行くことができません。</li><li>● 乳幼児健診が3歳で終了した後、就学までの他の支援がありません。5歳児健診などが必要だと感じます。</li><li>● 核家族化により子育て支援ニーズが高くなっていると思うので、子育て支援の充実が必要だと感じます。</li><li>● 保育料や医療費の補助など経済的支援はあるが、幼児教育・保育に関わる人材の確保・育成にも力を入れてほしいです。</li></ul>

#### 4) 東峰村民生委員・児童委員協議会

ご意見や主な課題
<ul style="list-style-type: none"><li>● 村で子どもたちが遊べるような遊具のある場所は、学校や保育所の運動場と村営住宅の敷地内ぐらいです。</li><li>● 自然災害により防災や復興事業に時間や労力、経費等が費やされるため、子どもや若い世代のための公共的な事業について計画はなされているものの、実際に動き出すまでには時間がかかっています。</li><li>● 新型コロナウイルス感染症の流行後、地域の行事やイベントが行われなくなり、交流の場が大変少なくなりました。</li><li>● 村の公民館では、これまで世代別にイベントや活動が計画されていましたが、令和6年度から「つながり塾」としてどの世代も一緒に活動する内容で行事が計画されています。</li><li>● こどもの発育や健康面でのサポート、母体への産前産後のケア、子育てに関する相談や助言、医療費や給食費等の経済的な支援など、人数が少ないがゆえに一人一人の顔が見える支援が行われていると思います。</li><li>● 小児科などの病院や子育てに必要な買い物のできる商店がないこと、公共交通機関が少ないことが不安であり不便です。</li><li>● 親同士で悩みを共有できる場や講習会など知識を増やせる場があると良いと思います。</li></ul>

#### 5) 東峰村青年団

ご意見や主な課題
<ul style="list-style-type: none"><li>● 住み替えをしたい場合、村に住むところがありません。空き家バンク等の取り組みはありますが、住むまでの改修などに費用が掛かるため実際にはハードルが高く、そこまでするのであれば村営住宅に入りたいです。村で空き家を買取り整備した住宅を賃貸して、20年後などに払い下げるなどしたらいいのではないかと思います。</li><li>● 買い物をするところがなくて困っています。</li><li>● 子どもが遊べる公園がありません。特に小石原にはないので宝珠山に行かないといけません。</li><li>● ママ友をつくる機会、場所がありません。</li><li>● 西鉄バスが減便し、通学時間など利用したい時間の便がなく困っています。こどもの送迎も大変だが、今後親世代の病院の送迎などが必要になります。</li><li>● 多胎児育児の支援がなかったので困りました。</li></ul>

## 5 児童生徒アンケート調査結果の概要

### (1) 調査の概要

---

#### 1) 調査の目的

こどもの生活状況や意識を把握することにより、今後の子育て、こども・若者への支援施策の充実に生かすとともに、「東峰村こども計画」策定の基礎資料とすることを目的として調査を実施しました。

#### 2) 調査対象

東峰学園1年生～9年生の児童生徒（101件）

#### 3) 調査方法

学校における配布、WEBによる回答にて調査を実施しました。

#### 4) 調査期間

令和6年12月9日～12月24日

#### 5) 配布及び回収数

		配布数（件）	有効回収数（件）	回収率（％）
小学部	① 1年生	11	10	90.9
	② 2年生	10	10	100.0
	③ 3年生	5	5	100.0
	④ 4年生	7	6	85.7
	⑤ 5年生	10	10	100.0
	⑥ 6年生	17	17	100.0
中学部	⑦ 7年生	14	13	92.9
	⑧ 8年生	14	12	85.7
	⑨ 9年生	13	13	100.0
計		101	96	95.0

## (2) 調査結果

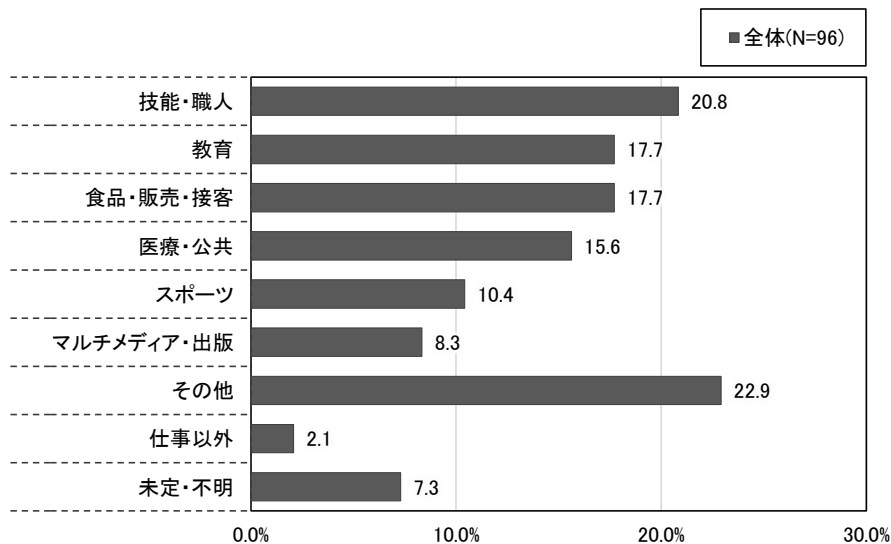
調査内容の主な項目は以下のとおりです。

1. 将来の仕事について
2. 将来の目標を実現するために必要な支援
3. 遊び場などに対する希望
4. 不安や悩み事について

### 1) 将来の仕事について

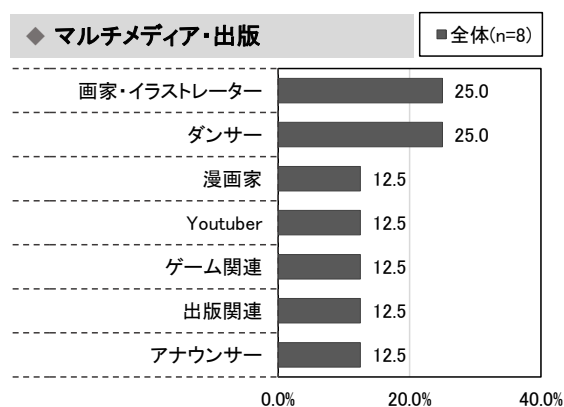
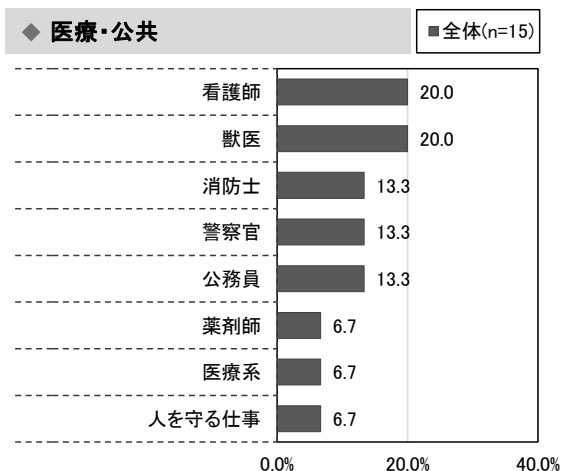
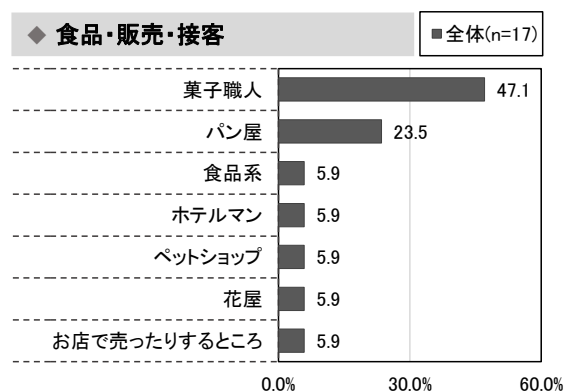
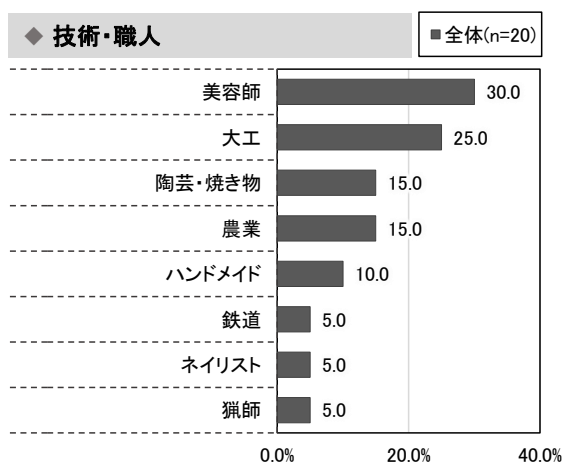
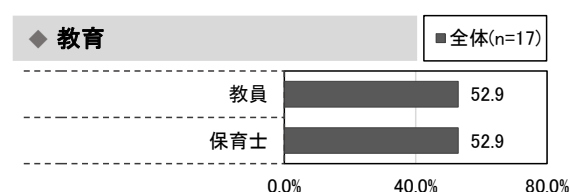
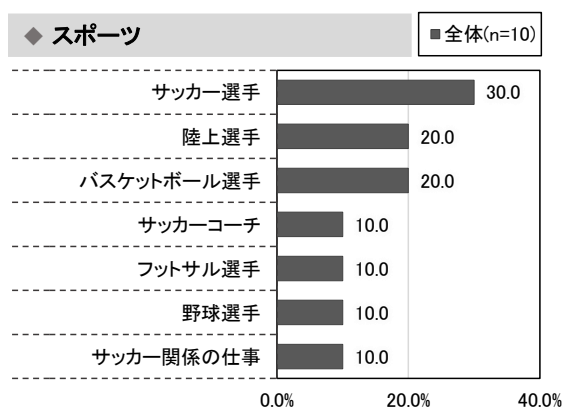
- 児童生徒の将来の仕事について、業種別の希望をみると、全体で「技能・職人」が20.8%と最も高く、次いで、「教育」「食品・販売・接客」がともに17.7%、「医療・公共」が15.6%と続いています。また、その他の回答として、「みんなを元気にさせる仕事」「英語に関わる仕事」「動物に関わる仕事」などの意見がありました。

【 将来希望する仕事について（業種別） 】



- 将来の仕事の具体的な職業内容を見ると、回答者数が最も多い技術・職人の分野のうち、最も高い割合は「美容師」で30.0%となっており、次いで、「大工」が25.0%、「陶芸・焼き物」「農業」がともに15.0%となっています。
- 食品・販売・接客の分野では「菓子職人」が47.1%と高くなっています。

### 【 具体的な職業内容 】

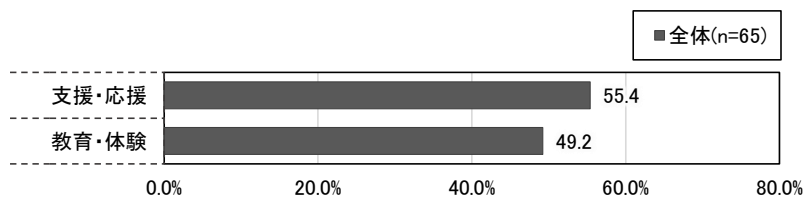




## 2) 将来の目標を実現するために必要な支援

- 児童生徒が、将来の希望を実現するために必要な大人からの支援について、“送迎”や“サポート”などといった「支援・応援」についての回答が55.4%と高く、“教えてほしい”や“練習”などといった「教育・体験」についての回答が49.2%となっています。

【 必要な支援・対応など 】



【 具体的な支援内容 】

◆ 支援・応援		
分類	目標	内容
スポーツ	陸上選手	50m ぐらいのタータンをつくってほしい。
	サッカーのコーチになりたい	毎月、お小遣いをお願いします。
	サッカー選手、サッカー関係の仕事	サッカーの送迎、食事のサポート。
教育	教員	学習のサポート。
	日本史の教員免許を取りたい	学校を過ごしやすい場所にしてほしい。
	養護教諭	勉強をする自習室のようなものを作ってほしい。また、無料の移動手段をつくってほしい。
技能・職人	鉄道関連	税金などの不安をなくしてほしい。
	農家、猟師	もっと子供が自分の夢に努力できるように基盤など様々な、支援してほしい。
	焼き物屋	ご飯などの成長のために必要なことをしてもらい、温かい目で見守ってほしい。
	陶芸家	器を作ることができるようになるための手伝い。
食品・販売・接客	花屋	種を買ってもらいたい。
	パティシエ	応援してほしい。
	ホテルマン	否定しないでほしい。また、できればアドバイスがほしい。
医療・公共	看護師	大学の授業料などを安くするか、無くしてほしい。
マルチメディア・出版	YouTuber (ゲーム実況者)	実況機具 (PC やマイク、カメラなど) を買ってほしい。

◆ 支援・応援		
分類	目標	内容
マルチメディア・出版	ゲーム関連の仕事本、小説、マンガ、に関する仕事	世界のゴミ、CO2 を少しでも減らせるような実現可能な計画を立てて実行してほしい。
	画家	絵を習う所があるといい。
その他	自分に合った仕事やみんなが笑顔になる仕事	応援。
	楽しい 難しくないの	大人になったら楽しいことがたくさんある未来にしてください。
	アルバイト	給料ほしい。
	人とのコミュニケーションを大切に接客や人間関係で充実した仕事が良い。	働きたいと思える意欲が出るように何かしてほしい。
	人を笑顔にする仕事	勉強のサポート。
	英語に関わる仕事	大学の学費を条件なく半額とかしてほしい。
	人の役に立つ仕事、お金稼げる仕事	大学などの学費免除。
	お金がある程度稼げる仕事	交通機関を増やしてほしい。 バasketゴールなど遊べる所。
	ものづくりに関係する仕事	学びやすい環境を作ってほしい。
	海関係の仕事	子供へのプレゼント。
	自分の好きな事	上下関係をなるべく無くしてほしい。
	一人旅	海外へいく機会を作る。(修学旅行や、行事)
未定・不明	考え中	仕事を頑張してほしい。
※複数種類	消防士、教員、陸上選手	応援。
	ペットショップ、美容系	誰でもなれる仕事を作る。
	幼稚園の先生やダンサーになりたい	このまま習い事をさせてほしい。
	養護教諭、人の役に立つ仕事、農業	勉強をする自習室のようなものを作ってほしい。また、無料の移動手段をつくってほしい。

◆ 教育・体験		
分類	目標	内容
スポーツ	プロ野球選手	キャッチボール。
	サッカー	練習したい。
教育	保育士	ほんとに人を使って泣き止ませるなど、その仕事でやることを実際に体験したり教えてもらったりしたいです。
	学校の先生	分からないところの勉強があったら教えてほしいです。

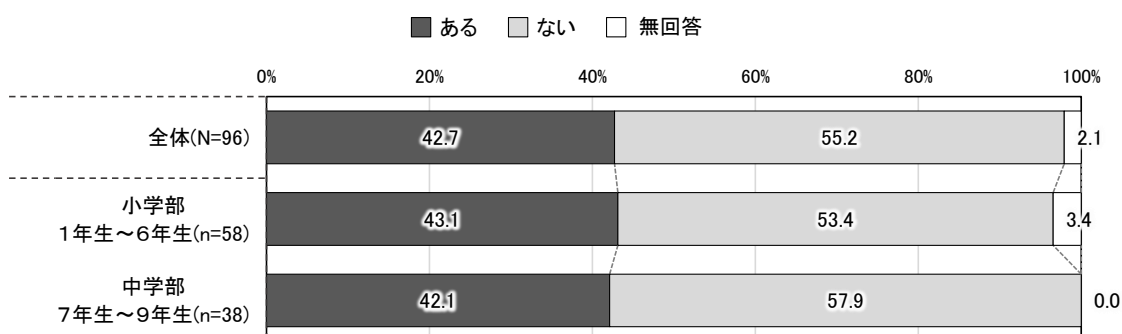
◆ 教育・体験		
分類	目標	内容
教育	保育士、学校の先生、サッカー選手	子供のお世話をするコツ。
	学校の先生	いろんな勉強をしたい。
	保育士	スイミング。
技能・職人	焼き物	焼き物陶芸の応募で1番最高のところに行きたいです。
	ハンドメイド、ネイリスト	体験や、実際に見られる場所に行きたい。
	トマト農家	トマトのおいしくなる育て方を教えてほしい。
	大工	いろんな事を教えてほしい。
	大工	いろいろな木材の種類を教えてほしい。
食品・販売・接客	クッキー屋	クッキーの上手な焼き方を教えてほしい。
	おかし、ケーキ屋	作り方を教えてほしい。
	ケーキ屋、和菓子をお店	お仕事体験学習をしたい。
	パン屋	もっと料理を教えてほしい。
	お店で売ったりするところ	接客の仕方をもっとお父さんに聞きたい。
	パティシエ	お菓子の作り方を教えてもらおう。
	パティシエ	もっといろんな種類のお菓子やスイーツの作り方を教えてもらいたい。
	パン屋	パンの作り方を教えてほしい。
医療・公共	看護師	軽い怪我をしている子とかに絆創膏だったり氷をあげたりだったり、その仕事でやることを実際に体験したり教えてもらったりしたいです。
	警察官	どのようなことが警察官の仕事なのかを教えてもらいたい。
	薬剤師	薬の種類について教えてほしい。
	動物病院の先生	いろんな動物を見せてほしい。
	消防士	消防士になるために教えてほしい。
マルチメディア・出版	マンガ家	お仕事体験。
その他	みんなを元気にさせる仕事	いろんな料理や、建築を教えてほしいです。
	お金が多めにかせげる仕事	どんな仕事がいいのか。
	ものづくりに関わる仕事	仕事を見学したい。
	物を作ったりできる仕事	ものづくり体験の機会を作ってほしい。
	動物に関わる仕事	教えてもらおう。

◆ どちらとも含む		
分類	目標	内容
医療・公共	医療系	勉強を教えてほしい。いきたい進路を応援してほしい。
※複数種類	美容師、動物病院の先生、ダンサー、女子フットサル選手、学校の先生	やりたいことを応援してほしい。専門学校に行かせてほしい。わからないときは、教えてほしい。
	美容や保育系をしたい。	教えてほしい、お金が必要、高校とか大学の補助金。

### 3) 遊び場などに対する希望

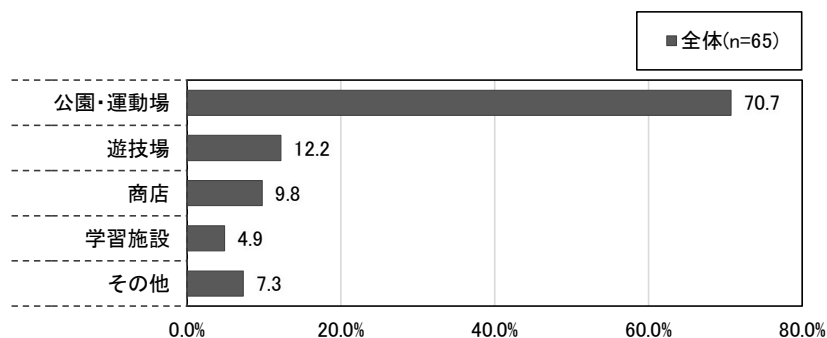
- 遊び場に対する希望があるかについて、児童生徒全体では「ある」と回答した割合が42.7%となっており、小学部（1年生～6年生）や中学部（7年生～9年生）における割合も同程度となっています。

【 遊び場などに対する希望の有無 】



- 遊び場などに対する希望があると回答した児童生徒のうち、「公園・運動場」に関するのを希望する割合は70.7%と最も高くなっています。また、「学習施設」に関するのを希望する割合も4.9%みられます。

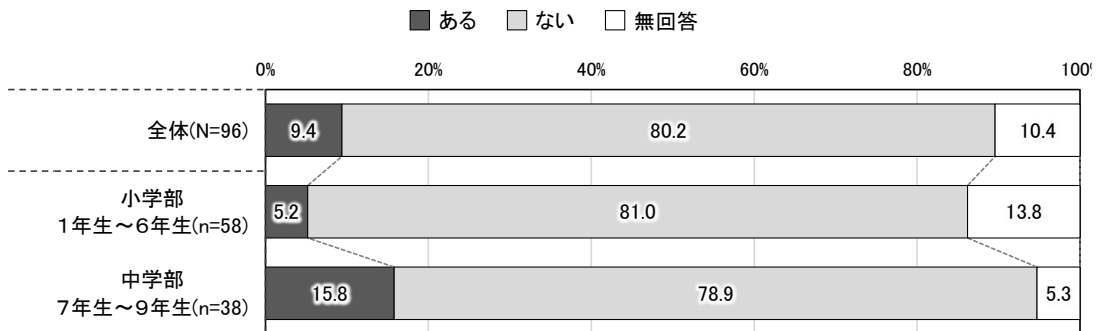
【 遊び場などに希望する内容 】



#### 4) 不安や悩み事について

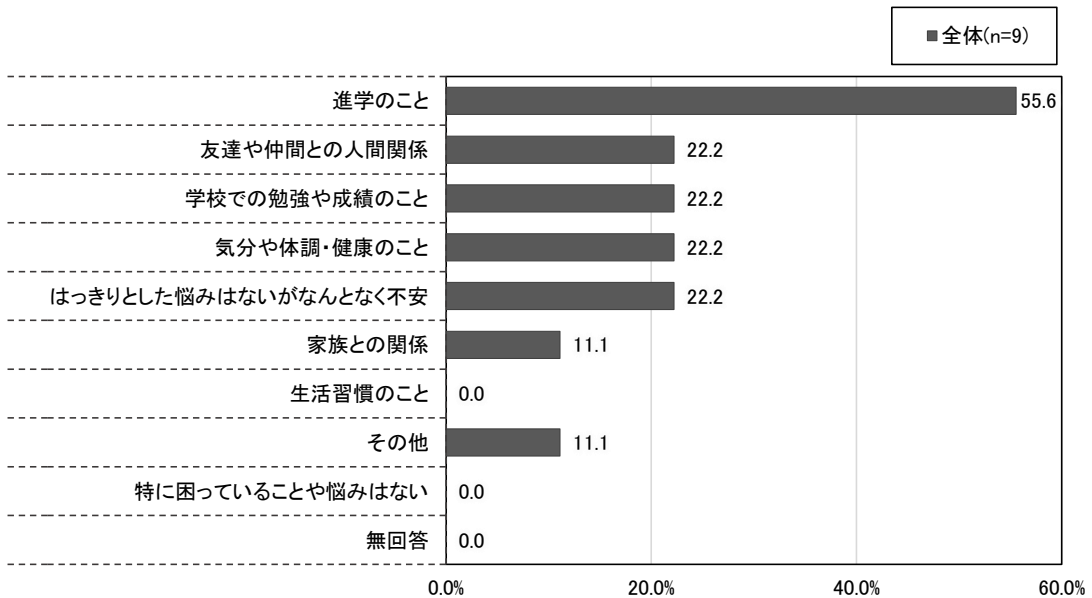
- 不安や悩み事があるかについて、多くの児童生徒が「ない」と回答していますが、児童生徒全体では「ある」と回答した割合が9.4%となっており、小学部（1年生～6年生）では5.2%、中学部（7年生～9年生）では15.8%の児童生徒が不安や悩み事を抱えていることがうかがえます。

【 不安や悩み事の有無 】



- 不安や悩み事があると回答した児童生徒が抱えている内容については、「進学のこと」が55.6%と最も高くなっています。

【 不安や悩み事の内容 】



## 6 こども、若者、子育て家庭を取り巻く課題の整理

基礎的な統計資料や第2期計画の実施状況等から、本村のこども、若者、子育て家庭を取り巻く主要な課題を次のように整理します。

### 課題1 こどもが持つ権利の保障

こどもの権利についての意識や文化を醸成し、社会全体に広く浸透させていくことが重要です。また、こども・若者の意見を尊重し、村の施策等に反映していくような取り組みを進めていくことが必要です。

### 課題2 こども・若者の健やかな成長・自立への支援の充実

働く女性の増加や出産年齢の上昇等により、健康管理が必要な妊婦が増加することが予想され、妊婦健康診査の重要性が一層高まっています。ヒアリング調査からは、5歳児健診の必要性があげられています。母子の健康確保に向けて、各種健診の充実や受診率向上への働きかけが求められます。

また、ヒアリング調査や児童生徒アンケート調査からは、こどもたちの遊ぶ場がないことや運動不足等があげられています。多様な体験、交流ができる機会を提供し、生きる力を育むことが求められます。

若者や移住者が暮らせる家が少ないという意見もありました。若者等が安心して暮らせる環境づくりに取り組むことが必要です。

### 課題3 一人一人に寄り添ったきめ細やかな支援の充実

統計資料や児童生徒アンケート調査からは不登校や家業・進路に悩む児童・生徒がみられます。今後も児童・生徒に寄り添い、適切なサポートや問題の解決に努める必要があります。すべてのこどもが将来への希望や夢を持てるよう、進路や就職など、将来のことについて知る機会や、相談しやすい体制づくりなど、一人一人に寄り添ったきめ細やかな対応が求められます。

### 課題4 子育て当事者への支援の充実

本村の女性の労働力率は福岡県や全国よりも高くなっています。一方、婚姻率は福岡県と比べて低くなっています。村民の希望する結婚や子育てを可能としつつ、働く意欲をもつ人が子育ての喜びを感じながら仕事を続けられる社会をつくることが重要です。またこどもを取り巻く地域と家庭との連携を図り、地域全体でこどもを育む環境づくりを一層推進していく必要があります。

## 第3章 計画の基本的な方向

### 1 基本理念

国の「こども大綱」、本村の「第2次東峰村総合計画」に掲げる基本理念「美しい山里を継承し 豊かな暮らしを創造する 幸せな村」及び第2期計画における基本理念「未来を担うたくましい子どもたちを村全体で育てる」の考え方を踏まえ、本計画の基本理念を以下に設定します。

#### 基本理念

### こども・若者を村全体で育て 未来へつながる 幸せな村

#### ▼ 基本的視点

- 視点1** こどもの権利を保障し、こどもの現在と未来の最善の利益を図ります。
- 視点2** こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく支援します。
- 視点3** 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるように支援します。
- 視点4** 若い世代が家庭や子育てに夢や希望を持ち、その希望がかなえられるよう、生活の基盤の安定を図るとともに、子育てをみんなで支える村づくりに取り組みます。

## 2 基本目標

前述の基本理念の実現に向けた本計画の基本目標を4つ設定します。

### 基本目標 1

#### こどもの権利の保障

こどもの権利について、こどもを含めた全ての村民が十分に理解し、こどもが幸せに暮らすことのできる社会の実現をめざします。また、こどもや若者、子育て当事者の意見を聴き、対話しながら、ともに村づくりを進めていきます。

### 基本目標 2

#### こども・若者の健やかな成長・自立への支援

ライフステージに応じた支援を行うとともに、必要な支援が特定の年齢で途切れることのないよう、こどもが若者となり自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでの一連の過程において、切れ目なく支援します。

### 基本目標 3

#### こども・若者の未来を拓く支援

障がい、児童虐待、貧困など、様々な困難を抱えるこども・若者に対して、生まれ育った環境や家庭の状況に関わらず、未来を切り拓いていけるよう、それぞれの状況やニーズに応じた支援を行います。

### 基本目標 4

#### こども・子育て家庭にやさしい環境づくり

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩むことなく、こどもに向き合える環境づくりを進めます。



### 3 施策の体系

基本目標	基本施策				
1 こどもの権利の保障	(1) こどもが権利の主体であることの村全体での理解促進				
	(2) こどもの意見表明とその尊重				
2 こども・若者の健やかな成長・自立への支援	(1) こどもの誕生前から幼児期まで <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>1) 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保</td> </tr> <tr> <td>2) 幼児期までの育ちの保障、保育の充実</td> </tr> </table>	1) 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保	2) 幼児期までの育ちの保障、保育の充実		
	1) 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保				
	2) 幼児期までの育ちの保障、保育の充実				
	(2) 学童期・思春期 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>1) こどもの生きる力の育成</td> </tr> <tr> <td>2) 居場所づくりの推進</td> </tr> <tr> <td>3) 小児医療体制、心身の健康等についての情報提供の充実</td> </tr> </table>	1) こどもの生きる力の育成	2) 居場所づくりの推進	3) 小児医療体制、心身の健康等についての情報提供の充実	
	1) こどもの生きる力の育成				
	2) 居場所づくりの推進				
	3) 小児医療体制、心身の健康等についての情報提供の充実				
	(3) 青年期 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>1) 高等教育の修学支援</td> </tr> <tr> <td>2) 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取り組みの推進</td> </tr> <tr> <td>3) 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援</td> </tr> <tr> <td>4) 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実</td> </tr> </table>	1) 高等教育の修学支援	2) 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取り組みの推進	3) 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援	4) 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実
	1) 高等教育の修学支援				
	2) 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取り組みの推進				
	3) 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援				
	4) 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実				
3 こども・若者の未来を拓く支援	(1) 児童虐待防止対策				
	(2) こどもの貧困対策				
	(3) 障がいのあるこどもへの支援				
	(4) 不登校、ひきこもり等に対する取り組みの推進				
	(5) いじめ・自殺の予防				
	(6) 犯罪からこども・若者を守る取り組みの推進				
	(7) 災害からこども・若者を守る取り組みの推進				
	(8) 多様な遊びや体験活動、社会参画の推進				
4 こども・子育て家庭にやさしい環境づくり	(1) 次代の親の育成				
	(2) 子育て家庭への経済的支援				
	(3) 家庭、地域でこどもを育む環境づくり				
	(4) 仕事と子育ての両立支援の推進				

## 第4章 施策の展開

### 基本目標1 こどもの権利の保障

#### (1) こどもが権利の主体であることの村全体での理解促進

こどもの権利に関して理解を促すため、こども、子育て家庭、教育・保育に携わる者をはじめとするおとなに対して、普及・啓発活動を行います。

施策（事業）	内容	担当課
1 こどもの権利の周知	●「こども基本法」「子どもの権利条約」について、広報への掲載等を通じて、こども自身と村民への周知を図ります。	住民福祉課
2 学校教育における人権教育の推進	●こどもが発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるよう人権教育を推進します。	教育課
3 人権啓発活動の実施	●「東峰村人権教育・啓発基本指針」に基づき人権講演会や人権教育研修会などの事業を実施します。	住民福祉課

#### (2) こどもの意見表明とその尊重

こどもや若者が意見を表明できる環境づくりや、主体的に参加するための仕組みづくりを進めていきます。

施策（事業）	内容	担当課
1 こども・若者の意見の尊重や参画の促進	●こども・若者に関わる事業について、こども・若者の意見が十分反映されるよう配慮します。 ●計画策定や事業を検討する場などへの参加を検討します。	住民福祉課

## 基本目標 2 こども・若者の健やかな成長・自立への支援

### (1) こどもの誕生前から幼児期まで

妊娠前から幼児期まで切れ目のない保健・医療を確保し、保護者の不安の軽減を図るとともに、乳幼児の健やかな成長・発達を支援します。

#### 1) 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保

施策（事業）		内容	担当課
1	不妊に悩む方への特定治療支援事業の周知	●高額な治療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成する特定治療支援事業の周知を行います。	住民福祉課
2	不妊・不育と性の相談センターの周知	●思春期から更年期の女性特有の身体と心に関する相談及び不妊・不育、妊娠・出産等に関する相談を行う当センターの周知を行います。	
3	母子健康手帳の交付	●母子保健法に基づき母子健康手帳を交付し、妊娠に関する知識や心構えについて啓発するとともに、妊娠中の母体や胎児及び出生後の乳児の健康管理を行います。	
4	伴走型相談支援の実施	●保健師や看護師等が妊娠届出時や赤ちゃん訪問等で面談を実施し、妊娠届出時から出産後まで、切れ目のない相談支援を行います。また、支援が必要な家庭には、訪問や電話でのフォロー等を行い、継続して支援を実施します。	
5	こども家庭センターの体制整備	●母子保健と児童福祉の両機能の連携・協働を深め、全ての妊産婦、子育て家庭、こどもへの一体的な相談支援を行うための体制を強化します。	
6	里帰り出産を行う妊産婦への支援	●東峰村において里帰り出産を行う妊産婦に対して、切れ目のない支援の提供が図られるように情報共有と連携を促進します。	
7	産後ケア事業の実施	●出産後1年以内の母子に対して、病院等への宿泊、通所によって、助産師等の専門職が心身のケアや育児サポート等の支援を行います。	
8	赤ちゃん訪問指導事業の実施	●新生児から満3か月未満の乳児及びその保護者を対象に、保健師等が家庭訪問を実施し、母子保健事業に関する情報提供や、授乳をはじめとする生活指導を行います。	

施策	事業	内容	担当課	
9	経済的負担の軽減	こども医療費	●18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者（高校3年生相当）を対象に、医療費の自己負担額を助成します。そのことにより、疾病の早期発見と治療を促進するとともに、保護者の経済的負担の軽減を図ります。	住民福祉課
		妊婦健診費用一部助成事業	●妊婦健康診査の費用の一部を助成することにより、受診にかかる経済的負担の軽減を図ります。また、医師会や関係機関と連携して検査項目の見直しを行います。	
		保育料等無償化事業	●保育料及び副食費の無償化を実施します。	
10	乳幼児健康診査の充実	●4か月児、10か月児、1歳6か月児、2歳児、3歳児の健康診査を実施し、発育・発達状況の確認と疾病等の早期発見に努めます。 ●早期の受診勧奨により受診率の向上を図ります。		
11	予防接種の実施	●予防接種を実施し、感染症に対する免疫を確保するとともに、疾病の発生及び流行を予防します。 ●福岡県だけでなく大分県日田市医療機関と連携し、接種医療機関の拡大を図ります。 ●未接種対象者や保護者に対して、予防接種の必要性についての啓発及び接種の勧奨を行います。		
12	虫歯予防教室の実施	●保育所（園）において虫歯予防教室を実施します。乳幼児期から歯科保健指導を行うことで、適切な歯科保健習慣の定着に努めます。		
13	福岡県が行う事業の周知	福岡県乳幼児聴覚支援センター	●新生児の聴覚に係る検査と支援を行うセンターの周知を行います。	
		福岡県難病相談支援センター	●小児慢性特定疾病児童等自立支援員が、小児慢性特定疾病に関する本人や家族からの相談、就労支援、患者会の紹介、交流会の支援などを行うセンターの周知を行います。	
		小児慢性特定疾病医療費助成制度	●こどもの慢性疾病のうち小児がんなど治療期間が長く、医療費負担が高額になる医療費の負担軽減を図る助成制度の周知を行います。	
		福岡県先天性代謝異常等検査	●知的障がい等の発生を予防するための検査についての周知を行います。	

施策	事業	内容	担当課
13	福岡県が行う事業の周知 福岡県医療的ケア児支援センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>●日常的に医療的なケアを必要とするこどもと家族が、地域、自宅で安心して生活できるよう、さまざまな相談を受けるとともに、相談の内容に応じて、医療・保健・福祉・教育・労働等の関係機関と連携した支援を行うセンターの周知を行います。</li> </ul>	住民福祉課

## 2) 幼児期までの育ちの保障、保育の充実

施策	事業	内容	担当課
1	妊娠期からの継続した相談体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>●こども家庭センターにおいて、妊娠や出産、こどもの発達、育児不安など、様々な相談に対応し、子育て家庭の不安解消に努めます。</li> </ul>	住民福祉課
	育児相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>●乳幼児健診、子育て広場、子育て相談会等の機会を通じて、保健師、看護師、臨床心理士、管理栄養士などが専門的な相談・指導を行います。</li> </ul>	
2	こども誰でも通園制度の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>●0歳6か月から満3歳未満の教育・保育の給付を受けていない児童を月一定時間預ける事業の実施を検討します。</li> </ul>	
3	保育所(園)と東峰学園の円滑な接続の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●遊びを通じた質の高い保育を保障しながら、保育所(園)と東峰学園の円滑な接続を推進します。</li> </ul>	教育課 住民福祉課
4	保育人材の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保育士の処遇改善や就業支援等を検討し、保育に関わる人材の確保に努めます。</li> </ul>	
5	保育所(園)における食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●給食やおやつ時間に、食事マナーに関する指導を行い、正しい食習慣の定着に努めます。また、野菜づくりや収穫、親子クッキングなどの行事を通して、食べ物への感謝の気持ちを育てます。</li> </ul>	
6	適正な栄養・食生活に関する知識の普及	<ul style="list-style-type: none"> <li>●乳幼児健康診査時に栄養指導、虫歯予防教室時に保育所(園)児に対する食生活指導を行うなど、乳幼児期から食についての正しい知識の普及を図ります。</li> </ul>	住民福祉課
7	保育所等訪問支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>●児童の発達支援に関わる専門的スタッフを保育所(園)や学校、施設等に村が派遣し、こどもの集団生活への適応を支援するとともに、こどもの特性を踏まえた関わり方や環境の調整などについて助言します。</li> </ul>	

## (2) 学童期・思春期

学童期のこどもが自己肯定感や道徳性、社会性を高めることができる環境を整備します。

思春期のこどもが自己肯定感を高めることができ、成育環境などを理由に自らの進路の選択が制約されないことがないよう支援します。

### 1) こどもの生きる力の育成

施策	事業	内容	担当課	
1	保・小中一貫教育の推進	15年間を見通した教育	● 未来を担う人材を育成するため、0歳から義務教育終了までの15年間を見通した教育を推進します。	教育課
	情報共有・交流の推進	● 保育士や学校教職員等が村の教育方針を理解し、一貫性が保たれるよう、情報共有や合同研修を進めます。		
2	地域と連携した教育の推進	コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進	● コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取り組みを推進します。その際、学校と地域をつなぐ人材として、地域コーディネーターの配置促進、資質向上等を図ります。	
		地域とともにある学校づくり	● 地域学校協働本部のもと、地域コーディネーターの活用により、地域全体で学習補助、環境整備、読み聞かせ、農業体験、登下校の見守り等に取り組めます。	
		地域の人材活用	● 東峰学園において、地域や職場の人々を学校の授業にゲストティーチャーとして招き、地域の人たちが持つ有能な技量を最大限に活用した授業を開催し、学校における授業内容の質の向上に努めます。	
		子ども館(アンビシャス広場)	● 平日・長期休暇の夕方まで、子ども館において、東峰学園児童・生徒の居場所を提供します。	
		東峰 Jr.みらい塾	● 月に1回程度、自然体験活動や生活体験活動を実施します。体験活動には、講師として地域住民を招くなど異年齢とのコミュニケーションを図ることを大切にし、活動内容のより一層の充実をめざします。	
地域公開授業	● 東峰学園の授業を地域住民に公開し、学校と地域の交流を進めます。			



施策	事業	内容	担当課	
3	豊かな心の育成を目指す教育の充実	ふるさと学習	●東峰村のよさ（産業・自然・人・文化等）を学習教材として、体験活動や交流活動などを実施し、郷土を愛するこどもを育成します。	教 育 課
	鍛ほめ福岡メソッド	●こどもが自律的に成長するため、鍛えて、ほめて、こどもの可能性を伸ばす指導を推進します。		
4	確かな学力向上への支援	外国語教育の充実	●ALT 等による英語教育をはじめ、外国人との交流やインターネットを活用した外国人講師との英会話学習を実施します。	
		大学との交流事業	●中学部の生徒を中心に APU（立命館アジア太平洋大学）のキャンパスを訪問する一方、APU の学生が東峰村に訪問し、滞在しながら東峰学園のこどもと交流活動を行います。	
		個に応じた教育・指導	●個別学習やグループ学習、繰り返し学習等を取り入れるなど教育・指導内容の充実を図ります。	
		ICTを活用した教育	●こどもが情報活用能力や豊かな発想を生み出す能力を身に付けられるよう各教科で ICT を活用した教育の充実を図ります。	
		指導方法工夫改善教員の配置	●一人一人の習熟度の程度（学習の達成度、到達度）に応じた指導を行うため、指導方法工夫改善教員を配置します。	
5	社会的自立に向けた教育の推進	キャリア教育の推進	●こどもが、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な資質・能力を身につけていくことができるよう、キャリアパスポートの活用、様々な職業人の話を聞く「ようこそ先輩」、職場体験等のキャリア教育の充実を図ります。	
		主権者教育の推進	●こどもが主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながらこれからの社会を生き抜く力を育むため、発達段階に応じて政治参加の重要性や選挙の意義等についての指導を着実に実施します。	
6	人権教育の推進	●教育活動全領域において人権教育を推進し、いじめや差別意識などの解消を図ります。また、教職員の人権意識の向上と指導力の育成に努めます。		
7	道徳教育の推進	●「特別の教科 道徳」を活用し体験活動や問題解決的な学習等を通じてこどもの道徳性を養います。		

施策（事業）		内 容	担当課
8	スポーツの振興	●こどもたちのスポーツ活動のより一層の充実を図るためにマルチスポーツ環境の構築・充実に取り組んでいきます。	教 育 課
9	性に関する学習の充実	●東峰学園において養護教諭や外部講師などにより性に関する授業を実施し、こどもの健やかな成長を支援します。	
10	学校における食育の推進	●給食や授業の時間に、学校栄養職員などによる食生活についての学習を実施します。	

## 2) 居場所づくりの推進

施策（事業）		内 容	担当課
1	子ども館（アンビシャス広場）の運営	●放課後、指導者のもとでこどもが勉強や遊びなどを行うことができる子ども館を継続して運営します。	教 育 課
2	学習塾の運営	●塾が近隣にないこどものために中学3年生に対して公営の学習塾を継続して運営します。	
3	交流の場づくり	●こどもから大人まで村のみんなの居場所となる地域食堂などの場づくりを促進するとともに、活動する団体の立ち上げを支援します。	住民福祉課



### 3) 小児医療体制、心身の健康等についての情報提供の充実

1	施策（事業）	内 容	担当課
1	小児医療体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●小児救急医療については、朝倉医師会病院内の休日夜間急患センターで実施しており、今後も広域的に取り組めます。</li> <li>●小児医療に関する情報を広報誌に掲載するなど、小児医療に関する情報提供に努めます。</li> </ul>	
2	小児医療電話相談の周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>●こどもの急な病気、ケガに関する相談に対し、経験豊かな看護師、または必要に応じて小児科医がアドバイスする「小児救急医療電話相談」（平日夜間・休日受付）を周知します。</li> </ul>	住民福祉課
3	予防接種の実施（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●予防接種を実施し、感染症に対する免疫を確保するとともに、疾病の発生及び流行を予防します。</li> <li>●福岡県だけでなく大分県日田市医療機関と連携し、接種医療機関の拡大を図ります。</li> <li>●未接種対象者や保護者に対して、予防接種の必要性についての啓発及び接種の勧奨を行います。</li> </ul>	
4	性と健康に関する教育の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>●こどもが性や性感染症予防に関する正しい知識を持てるよう、学校教育を中心に学習内容の充実を図ります。</li> </ul>	教 育 課
5	スクールソーシャルワーカーによる相談支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>●スクールソーシャルワーカーを東峰学園に配置し、こども一人一人の心理面のケアや家庭の相談支援を行います。</li> </ul>	

### (3) 青年期

青年期の若者が、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させることができるような取り組みや支援を行います。

#### 1) 高等教育の修学支援

施策（事業）	内容	担当課
1 高等学校等就学支援金の周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高等学校等に通う生徒の授業料に充てるため、年収約910万円未満の生徒に対し、支給される高等学校等就学支援金について周知します。</li> <li>● 私立高等学校等に通う年収約590万円未満の世帯に対しては、加算して支給される就学支援金について周知します。</li> </ul>	教育課
2 高校生等奨学給付金の周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 低所得世帯の授業料以外の教育費負担の軽減を図るため、保護者等に返還の必要のない高校生等奨学給付金が支給されることを周知します。</li> </ul>	
3 進学・就職準備給付金の周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生活保護世帯のこどもが大学や短大、専門学校に進学する際、自宅で親と同居する場合は10万円、親元を離れる学生には30万円が支給されます。</li> </ul>	

#### 2) 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取り組みの推進

施策（事業）	内容	担当課
1 福岡わかものハローワークの周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 正規雇用をめざす若年者（35歳未満）の就職を支援する福岡わかものハローワークの周知を行います。</li> </ul>	ふるさと推進課
2 福岡県若者就職支援センターの周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 概ね39歳までの若者を対象に、きめ細かな個別就職相談をはじめ、セミナーやイベント等により、将来に向けた進路選択やその後の就職活動を支援する若者就職支援センターの周知を行います。</li> </ul>	
3 若者サポートステーションの周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 学校を卒業・中退後、あるいは仕事を辞めた後、職業に就けず悩んでいる若者（15歳～49歳）を対象に職業的自立に向けた支援を行う若者サポートステーションの周知を行います。</li> </ul>	
4 移住・定住の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 東峰村移住・定住支援金、空き家バンク・東峰村移住定住促進サイトの活用、定住促進住宅への優先入居等を実施し、こどものいる世帯や若い世代の本村への移住・定住を推進します。</li> </ul>	
5 地域の雇用創出	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 村の中堅企業の振興、産業立地を通じた地域経済の活性化・雇用創出等により地域の雇用を創出します。</li> </ul>	

施策（事業）		内 容	担当課
6	教育訓練休暇給付金の周知	● 教育訓練受講のため休暇を取得した雇用保険の被保険者に賃金の一定の割合を支給する教育訓練休暇給付金について周知します。	ふるさと推進課
7	教育訓練給付金の周知	● 働く人の主体的な能力開発やキャリア形成を支援するため、一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者等（在職者）または一般被保険者等であった離職者が厚生労働大臣の指定を受けた教育訓練講座を受講した際に費用の一部を給付する教育訓練給付金について周知します。	

### 3) 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援

施策（事業）		内 容	担当課
1	結婚新生活支援事業の推進	● 結婚に伴う新生活のスタート費用を助成することにより、結婚しやすい環境づくりを推進します。夫婦の所得が500万円未満の新婚世帯に対して、新規住宅の取得費用、新規住宅賃貸費用、引越し費用、リフォーム費用について、60万円または30万円を上限に助成します。	住民福祉課
2	出会い・結婚応援事業の推進	● 結婚したい気持ちはあっても出会いの機会が少ない独身者に、出会いの場を提供するなど、結婚のきっかけづくりを行う事業を推進します。	

### 4) 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

施策（事業）		内 容	担当課
1	福岡県若者自立相談窓口の周知	● 若者やその保護者から、悩みや将来の希望を伺い、必要な情報を提供、また、就労・福祉・保健など適切な支援機関へつなぎ、自立を応援する福岡県若者自立相談窓口について周知します。	ふるさと推進課
2	若者サポートステーションの周知(再掲)	● 学校を卒業・中退後、あるいは仕事を辞めた後、職業に就けず悩んでいる若者（15歳～49歳）を対象に職業的自立に向けた支援を行う若者サポートステーションの周知を行います。	ふるさと推進課
3	若者を支えるメンタルヘルスサイトの周知	● 本人や周囲が心の不調に気づいた時にどう対処するかなどを紹介し、精神疾患についての情報提供を行う国の「こころもメンテしよう～若者を支えるメンタルヘルスサイト～」の周知を行います。	ふるさと推進課

## 基本目標3 こども・若者の未来を拓く支援

### (1) 児童虐待防止対策

本村においては、児童虐待に関する案件はほとんどみられないものの、虐待はどの家庭でも起こり得ることから、子育てに困難を抱える世帯に対する支援体制の強化を図ります。

施策	事業	内容	担当課
1 虐待の発生 予防	赤ちゃん訪問指導事業	●保健師等が家庭訪問を実施し、育児によるストレス、子育てに対する不安や孤立感などを抱える家庭に対して指導・助言等を行い、子育ての負担軽減を図ります。	住民福祉課 教育課
	児童虐待防止に関する周知・啓発	●村の広報紙やホームページ等を活用し、児童虐待防止や相談窓口、児童相談所全国共通ダイヤル「189（いちはやく）」の周知・啓発に取り組みます。	
	要保護児童対策地域協議会	●住民福祉課、教育委員会、学校、保育所（園）など各関係機関の代表者が集まって意見交換や情報共有を行い、児童虐待等の発生予防に努めます。	
	マネジメント機能の強化	●こども家庭センターが、学校や医療機関等と連携して個々の家庭の状況等に応じたサポートプランを作成し、支援につなげます。	
2 虐待の早期 発見・早期 対応	要保護児童対策地域協議会	●虐待があった場合、要保護児童対策地域協議会において、要保護児童の個別ケース会議を開催し、迅速な対応を図るとともに、警察や児童相談所等と連携した対応を図り、こどもの安全確保に努めます。	住民福祉課 教育課
	児童虐待に関する対応力の向上	●児童虐待が発見しやすい立場にある保育所（園）、学校等の職員に対して、児童虐待に関する研修や学習の機会を設け、対応力の向上を図ります。	
	被害児童に対する支援	●虐待を受けたこどもの保護、カウンセリングなど自立に向けた支援に取り組みます。	
	地域の見守り	●民生委員・児童委員と連携し、虐待の早期発見、早期対応に努めます。また、地域住民同士の声かけなど、子育ての孤立を防ぎ、地域全体で子育てを支える村づくりに努めます。	

## (2) こどもの貧困対策

こどもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労支援、経済的支援を推進します。

施策（事業）		内容	担当課
<b>■ 教育の支援</b>			
1	就学援助	● 経済的な理由で学校への支払いが困難な児童生徒の保護者に給食費や学用品費、医療費、校外活動費、修学旅行費等の費用を援助します。	教育課
2	就学資金利子補給金	● 高校・大学等に在学し、日本学生支援機構及び指定金融機関から借り入れた修学資金の借入金返済に係る利子分を補給金として助成します。	
<b>■ 生活の支援</b>			
3	こども家庭センターにおける相談支援	● 様々な事情で暮らしに困っている家庭に対し、専門的な相談支援を行うとともに、必要に応じて関係機関と連携して支援を行います。	住民福祉課
<b>■ 保護者に対する就労支援</b>			
4	福岡県ひとり親サポートセンターの周知	● ひとり親家庭の保護者に対し、就業相談、就業支援講習会、求人情報の提供などの就業支援サービスを提供する「ひとり親サポートセンター事業」を周知します。	住民福祉課
5	自立支援教育訓練給付金事業の周知	● ひとり親家庭の母または父が自主的に行う職業能力開発を支援し、自立の促進を図るため指定講座を受講し修了した場合、講座受講料等の一部を助成する事業について周知します。	
6	高等職業訓練促進給付制度の周知	● ひとり親家庭の母または父が就職に有利な資格を取得するため、養成機関で修業する場合、修業期間中の生活費を支援する制度について周知します。	
<b>■ 経済的支援</b>			
7	児童扶養手当の支給	● 父母の離婚、父または母の死亡などによって、父（母）と生計を同じくしていない児童について、母子・父子世帯等の生活の安定を図り、自立を促進することを目的として、手当を支給します。	住民福祉課
8	母子・父子・寡婦福祉資金貸付金の周知	● 母子、父子、寡婦の方に無利子または低利子で各種資金を貸し付ける事業について周知します。	
9	子ども医療費の無償化	● 0歳から高校卒業（18歳に達する日以後の最初の3月31日）までのこどもの医療費を村が保護者に支給します。	

### (3) 障がいのある子どもへの支援

障がいのある子どもが地域の中で安心して生活できるよう、保健・福祉・教育などの関係機関と連携を深めながら、一人一人の状況に応じた、きめ細かな支援を行います。

施策	事業	内容	担当課	
1	障がい児支援の充実	発達障がいの早期発見	●乳幼児健康診査の受診を勧奨し、発育・発達状況の確認と疾病等の早期発見に努めます。	住民福祉課
		障がい児の受入体制の整備	●障がいのある子どもを地域の保育所（園）で受け入れるための体制整備に努めます。	
		保育所等訪問支援	●児童の発達支援に関わる専門的スタッフを保育所（園）や学校、施設等に村が派遣し、子どもの集団生活への適応を支援するとともに、子どもの特性を踏まえた関わり方や環境の調整などについて助言します。	
		相談支援・情報提供	●令和4年4月に開設した東峰村基幹相談支援センターにおいて、障がいや難病などの理由で困りごとを抱えやすい方やその家族に対して様々な相談支援を行います。また、近隣市町の療育施設等の情報収集を行い、適切な情報提供を行います。	
2	学校教育における障がい児支援の充実	就学支援体制の整備	●子ども一人一人の教育的ニーズに応じた支援を行うため、保育所、学校、教育委員会、行政等からなる教育支援委員会を開催し、審議及び情報交換を行います。	住民福祉課 教育課
		特別支援教育の推進	●東峰学園において、特別支援学級の設置及び支援員等の配置を行っており、きめ細かな教育の実施に取り組みます。	
		教育環境の整備	●一人一人に応じた指導や支援に加え、障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶ仕組みづくりを推進します。また、デジタル教材や情報通信技術を活用したわかりやすい授業の実施に努めます。	
		福祉教育の推進	●特別活動や総合的な学習において地域の施設に向き、介護体験、車いす体験、お年寄り体験などの具体的な体験活動を通して福祉教育を推進します。また、東峰学園の5年生を対象に福祉教育読本を配布します。	
3	経済的支援	特別児童扶養手当の支給	●身体または精神に障がいのある20歳未満の人について、福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給します。	住民福祉課 教育課
		特別支援教育就学奨励費	●特別支援学校等へ就学する児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、保護者等の経済状況に応じ、就学に要する経費の支援を行います。	



## (4) 不登校、ひきこもり等に対する取り組みの推進

不登校については、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーなどの専門家にいつでも相談できる環境を整備するとともに、アウトリーチを強化するなど、こどもへの支援体制を整備します。また、ひきこもりの傾向があるこども・若者に対しては、相談に応じ解決に向けた支援を行う「福岡県ひきこもり地域支援センター」の周知を行います。

施策（事業）		内容	担当課
1	専門相談員による支援	●スクールカウンセラーを中心に、家族や学校、民生委員・児童委員などとの連携を強化し、意見交換や情報共有の充実を図ります。必要な場合にはスクールソーシャルワーカーが家庭訪問を実施し、問題の早期解決に向けて取り組みます。	教育課
2	生徒指導委員会の開催	●生徒指導委員会を毎月1回開催し、不登校児童生徒、不登校傾向の児童生徒の情報交換を行うとともに、その中で今後の対応などを協議します。	教育課
3	福岡県ひきこもり地域支援センターの周知	●ひきこもりで悩んでいる人の相談に直接応じ、必要な助言を行い、教育機関、相談機関、医療機関などの関係機関と連携し、解決へ向けての具体的な支援を行う「福岡県ひきこもり地域支援センター」の周知を行います。	教育課 住民福祉課

## (5) いじめ・自殺の予防

自他を大切にできる心を培うための教育を推進するとともに、いじめの未然防止・早期発見のために、相談体制の整備や関係機関等との連携強化に取り組みます。

施策（事業）		内容	担当課
1	いじめの発生防止	●少人数クラスが固定して継続するため、こどもの状況を把握し、いじめの発生防止に努めます。 ●生活アンケート等を活用し、いじめの早期発見、早期対応、早期解消の取り組みを推進します。	教育課
2	思春期保健相談体制の整備	●東峰学園にスクールカウンセラーを配置し、学童期・思春期における心の問題などの解消に努めます。 ●スクールカウンセラーを中心に、関係機関と連携を図りながら、思春期の児童生徒に対する相談体制の充実を図ります。	教育課
3	自殺予防教育の推進	●こどもが自身の心の危機に気づき、身近な信頼できる大人に相談できる力を培うために、「SOSの出し方に関する教育」を年に1回実施します。	教育課
4	ゲートキーパーの養成	●こども・若者等が発信するSOSのサインに気づき、見守りながら、相談支援機関につなぐ役割ができる人材の養成に努めます。	住民福祉課

## (6) 犯罪から子ども・若者を守る取り組みの推進

子ども・若者の安全を守るために、防犯・交通安全対策の充実や安全教育の取り組みを進めるほか、安全に生活するための環境整備を進めます。

施策	事業	内容	担当課	
1	喫煙・薬物乱用防止などに関する教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●東峰学園において煙草・薬物・飲酒の害に関する教育・指導を行います。</li> <li>●子どもだけでなく保護者にもこれらの害に関する理解を深めてもらうため、親子一緒に薬物乱用防止教室の開催を検討します。</li> </ul>	教育課	
2	地域ぐるみの防犯・交通安全対策の充実	防犯対策の充実	●放送による防犯対策の啓発や、「子ども110番の家」「子どもを見守るサポートタクシー」による子どもの緊急避難場所の確保及び子どもの見守り活動を行います。	総務企画課 教育課
		登下校時のパトロールの推進	●学校やPTA、各種団体等の連携による登下校時の防犯パトロールの実施を検討します。	
		交通安全指導の充実	●毎月、定期的な日を設け、村内の交差点において交通安全協会の指導員による街頭指導を実施します。また、関係団体との連携を図り、保育所(園)や東峰学園において交通安全教室を実施します。	
		ICTリテラシーの向上	●インターネットの利用によって、子ども自身が被害者にも加害者にもならないよう、ネットトラブルに関する情報提供やインターネットの適切な利用について、児童生徒や保護者への啓発に取り組みます。	
3	ハード面の整備による防犯対策の推進	防犯灯等の整備	●夜間の通行の安全を確保し、住民の身体、生命及び財産を犯罪や事故等から守るため、防犯灯・防犯カメラの整備・維持管理を適切に行います。	
		学校の防犯対策	●防犯カメラの維持管理、不審者侵入を想定した訓練、防犯教室を行います。	
		情報発信	●メールやSNS、防災行政無線を通じて、不審者情報等の迅速な情報発信を行います。	



## (7) 災害から子ども・若者を守る取り組みの推進

平成 29 年及び令和 5 年に発生した豪雨災害を風化させず、防災意識の高揚を図るとともに、災害発生時や緊急時に適切な対応が図られるよう、行政や関係団体、住民の協働による防災訓練の実施や、子育て世代に配慮した避難施設の整備を進め、子どもと子育て家庭が安全に安心して暮らせる環境づくりに取り組みます。

施策	事業	内容	担当課	
1	防災意識の高揚	防災情報の発信	●村の広報紙やホームページ、SNS を活用し、緊急連絡先や避難経路の確認などの情報を発信し、日頃から家庭における防災意識を高めます。	総務企画課 住民福祉課 教育課
		防災訓練の実施	●地域、保育・教育機関、消防、行政の協働による防災訓練を実施します。	
		防災マップの作成	●子どもと親がともに、村内の危険箇所の確認や防災マップの作成に関わり、各家庭の防災意識の高揚を図ります。	
2	災害発生時の迅速な対応	避難情報・防災情報の伝達	●避難情報や防災情報等を防災行政無線の他、メールや SNS 等を活用し、適切かつ迅速な情報伝達を図ります。	
		乳幼児、児童生徒の安全確保	●集中豪雨などによって、人的被害が発生するおそれが高まった時に、適切かつ迅速に対応できるよう、保育所（園）や学校の職員等に対応マニュアルの周知徹底を図ります。また、保護者等との連絡体制を強化します。	
		子育て世代に配慮した避難施設、避難物資等の整備	●子育て世代に配慮した施設・設備を整備します。また、乳幼児に必要な衣服、ミルク、紙おむつなど、避難時に必要な物資等を備えます。	
3	保健・医療・福祉の連携	医療機関、医療従事者等の充実	●災害時の医療・福祉・保健機能を維持するため、医療機関等との連携を通じて、医療従事者等の充実を図ります。	
		カウンセリングの実施	●災害で被害を受けた児童生徒に対して、専門家や教職員等によるスクールカウンセリングを行うなど、心のケアを継続的に行います。	

## (8) 多様な遊びや体験活動、社会参画の推進

こども・若者が一人一人の異なる長所を伸ばし、健やかな成長と可能性を広げることができるよう、教育や体験活動等の充実を図ります。

施策	事業	内容	担当課
1 確かな学力向上への支援	大学との交流事業(再掲)	●「大学との交流事業(再掲)」: 中学部の生徒を中心に APU(立命館アジア太平洋大学)のキャンパスを訪問する一方、APUの学生が東峰村に訪問し、滞在しながら東峰学園のこどもと交流活動を行います。	教育課
	STEAM教育の推進	●こどもたちの探究的な学びを支援するSTEAM(科学・技術・工学・数学・芸術)教育を推進します。	
	ESDの推進	●学習指導要領に基づき、学校において持続可能な開発のための教育(ESD)を推進し、「持続可能な社会の創り手」の育成を進めます。	
2 社会的自立に向けた教育の推進(再掲)	キャリア教育の推進	●こどもが、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な資質・能力を身につけていくことができるよう、キャリアパスポートの活用、様々な職業人の話を聞く「ようこそ先輩」、職場体験等のキャリア教育の充実を図ります。	教育課
3 地域と連携した教育の推進(再掲)	子ども館(アンビシャス広場)	●平日・長期休暇の夕方まで、子ども館において、東峰学園児童・生徒の居場所を提供します。	教育課
	東峰 Jr.みらい塾	●月に1回程度、自然体験活動や生活体験活動を実施します。体験活動には、講師として地域住民を招くなど異年齢とのコミュニケーションを図ることを大切に、活動内容のより一層の充実をめざします。	
4 読書活動の推進		●朝の読書タイムの設定、ボランティアグループによる絵本の読み聞かせなど読書活動を推進します。また、ボランティアの育成や会員の増加にも努めながら、活動の充実に努めます。	教育課 住民福祉課
5 各種料理教室の開催		●地元の食材を使った調理実習や栄養士による講話を行い、食に関する知識の向上に努めます。	教育課
6 公園等の整備や遊具の点検		●こどもやこども連れの保護者が安心して遊べる場として、公園等の整備や遊具の点検などの維持管理に努めます。	ふるさと推進課

## 基本目標 4 こども・子育て家庭にやさしい環境づくり

### (1) 次代の親の育成

次代の親となる若い世代に対し、子育てに対する理解を深めるための取り組みや、妊娠・出産に関する知識の普及・啓発を行います。

施策（事業）	内容	担当課
1 乳幼児とのふれあい体験	●命の大切さや次代の親となる意識を育むため、東峰学園の児童生徒による保育所（園）への訪問など、乳幼児とふれあう機会をつくります。	教育課 住民福祉課
2 妊娠・出産に関する正しい知識の普及・啓発	●若い世代の方が自分らしいライフプランを考えるための一助となるよう、妊娠・出産に関する正しい知識の普及・啓発に努めます。	住民福祉課

### (2) 子育て家庭への経済的支援

子育て、教育、医療等に関する経済的負担の軽減を図ります。

施策（事業）	内容	担当課
1 妊婦健診助成金	●妊婦健康診査に係る費用を負担します。(14回を限度)	住民福祉課
2 妊産婦歯科検診補助	●妊娠中と出産後1年以内に1回ずつの計2回、歯科検診に係る費用を負担します。	
3 子ども医療費の無償化(再掲)	●0歳から高校卒業(18歳に達する日以後の最初の3月31日)までのこどもの医療費を村が保護者に支給します。	
4 子育て支援金	●子育て世代の経済的負担を軽減するため、出産・小学校・中学校・高校入学の段階ごとに子育て支援金を支給します。	
5 保育料等無償化事業	●保育料及び副食費の無償化を実施します。	教育課
6 学校等給食支援事業	●令和6年度から実施している給食費の無償化を継続できるように努めていきます。	
7 就学援助	●経済的な理由で学校への支払いが困難な児童生徒の保護者に給食費や学用品、医療費、校外活動費、修学旅行費等の費用を援助します。	
8 学習支援補助事業	●小中学生を対象に、英語検定、漢字検定、数学検定の受験に要した費用の2分の1を助成します。	住民福祉課
9 各種助成制度の周知	●国や県、村が実施する経済的支援に資する各種助成制度について、村の広報紙、ホームページを活用し、周知を図ります。	

### (3) 家庭、地域で子どもを育む環境づくり

子どもと子育て家庭が地域の中で孤立感を抱くことなく、地域の人々に見守られながら健やかに成長できるよう、地域のニーズに応じて様々な取り組みを行います。

施策	事業	内容	担当課
1 子育て支援・交流の場・機会づくり	子育て支援の拠点づくり	●就学前の児童と保護者を対象に、自由に参加でき、村が子育ての相談に応じ、情報提供等を行う場の設置を検討します。	住民福祉課 教育課 ふるさと推進課
	子育てサークルの育成・支援	●子育てに関する学習や情報交換、仲間づくりに対し、補助金交付などの支援を行います。	
	公園等の整備や遊具の点検(再掲)	●子どもや子ども連れの保護者が安心して遊べる場として、公園等の整備や遊具の点検などの維持管理に努めます。	
	集落ふれあい奨励金	●移住者の集落への溶け込みを推進し、地域を理解してもらうための活動(交流会)に対して奨励金を支給します。	
2	子育て関連情報の提供	●村のホームページ・広報紙等を活用し、子育て中の家族が必要とする様々な情報を提供します。 ●乳幼児健診や家庭訪問、保育所(園)など、保護者が集まる機会・場を活用し、子育てに関する様々な情報提供を行います。	住民福祉課
3	民生委員・児童委員、主任児童委員の活動の充実	●主任児童委員が保健師の2か月児訪問に同行し、民生委員・児童委員協議会の活動や相談の啓発を行います。 ●担当課や教育委員会と連携して子育て支援の充実に努めます。	住民福祉課
4	地域と連携した教育の推進(再掲)	●地域学校協働本部のもと、地域コーディネーターの活用により、地域全体で学習補助、環境整備、読み聞かせ、農業体験、登下校の見守り等に取り組めます。	教育課
	地域の人材活用	●東峰学園において、地域や職場の人々を学校の授業にゲストティーチャーとして招き、地域の人たちが持つ有能な技量を最大限に活用した授業を開催し、学校における授業内容の質の向上に努めます。	
5	読書活動の推進(再掲)	●朝の読書タイムの設定、ボランティアグループによる絵本の読み聞かせなど読書活動を推進します。また、ボランティアの育成や会員の増加にも努めながら、活動の充実に努めます。	教育課 住民福祉課

施策（事業）		内 容	担当課
6	ブックスタート	●乳幼児健康診査時に乳幼児とその保護者にメッセージを伝えながら絵本やバッグ等を手渡し、本を通した親子のふれあいを深めることを応援します。	住民福祉課
7	子育て家庭にやさしい施設環境の整備	●新たに整備を図る公共施設・公園などについては、乳幼児を連れて利用できるよう、こども用トイレやおむつ交換ベッドなどの整備促進を図ります。また、既存の公共施設の増改築及び改修に当たっては、バリアフリー化を推進します。	総務企画課 教 育 課

## (4) 仕事と子育ての両立支援の推進

男女がともにキャリアアップと子育てを両立できるよう、男性の家事・子育てへの参画の促進や、職場環境の整備に対する啓発や支援などを行います。

施策	事業	内容	担当課	
1	家庭・職場等における男女共同参画意識の啓発	男女共同参画に関する学習会や講座	●男女共同参画社会をめざし、関係機関や団体との連携のもと学習会や講演会などを実施し、男女共同参画意識の醸成に取り組みます。	住民福祉課
		男女共同参画に関する広報・啓発	●村の広報紙やホームページを活用し、男女共同参画や育児休業制度について広報を行い、地域住民へのより一層の意識啓発に努めます。	
2	育児と仕事の両立支援	働きやすい職場環境の整備	●村内の事業主に対し、従業員の子育て支援や育児休業などの制度の整備や取得しやすい職場環境の整備を促進します。	教育課 ふるさと推進課
		育児休業給付金の周知	●子の出生直後の一定期間以内（男性：子の出生後8週間以内、女性：産後休業後8週間以内）に、両親ともに育児休業を14日以上取得した場合、手取りの10割相当が28日間まで支給される「育児休業給付金」について周知します。	
		両立支援等助成金	●子育てや介護を行う労働者が働き続けやすい就業環境を整備している事業主を助成する「両立支援助成金」について周知します。	
		女性の就業、再就業支援	●公共職業安定所等との連携により、労働に関する情報提供を充実します。	
3	父親による子育ての促進	つながり塾	●料理を通して家事の方法や楽しさを伝えることによって、家庭内における男女共同参画を推進します。	住民福祉課 教育課
		親子で参加できるイベントの実施	●父親と子どもと一緒に遊ぶイベントや父親同士の交流の機会など、子どもと父親が同じ時間を共有できる機会を確保します。	



## 第5章 子ども・子育て支援事業計画

### 1 教育・保育の提供区域の設定

教育・保育の提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子ども居宅より容易に移動することが可能である地理的な範囲のことであり、社会的条件（人口、交通、地理等）や教育・保育の整備状況等を総合的に勘案するものとなっています。

本村では次の理由から、教育・保育の提供区域を全村の1区域として設定します。

#### 【提供区域設定理由】

- ・本村は平野部から山岳地までの高低差のある地形条件にあり、平野部と山頂部の居住地は国道211号の幹線道路で結ばれ、沿道に集落が形成されているため、全村で一体となった社会的条件を有していること
- ・村内の教育・保育施設が村内全域から利用されていること

### 2 量の見込み及び提供体制の確保

#### (1) 教育・保育施設

##### 1) 教育・保育の実績

第2期計画期間における実績（令和6年4月1日現在）							単位：人
施設別	認定区分	1号 (※1) 3～5歳	2号(※2)		3号 (※3)		計
			教育の利用 を希望	左記以外	0歳	1、2歳	
			3～5歳		0歳	1、2歳	
	幼稚園	—					—
認定 こども園	幼稚園部分	—					—
	保育所部分		—	—	—	—	—
	保育所			30	2	10	42
	届出保育施設(※4)			—	—	—	—
	企業主導型保育施設(※5)			—	—	—	—
	特定地域型保育(※6)			—	—	—	—
	村内施設利用 計	—	—	30	2	10	42
	村外施設利用	0	0	3	0	2	5
	施設利用 合計	0	0	33	2	12	47

※1 こどもが満3歳以上で、幼稚園等の幼児期の学校教育を希望する児童

※2 こどもが満3歳以上で、保護者の就労など「保育を必要とする事由」に該当する児童

※3 こどもが満3歳未満で、保護者の就労など「保育を必要とする事由」に該当する児童

※4 届出保育施設：都道府県知事（指定都市市長、中核市市長を含む）が認可していない保育所

※5 企業主導型保育施設：企業が従業員用に運営する施設であり、定員に従業員外の地域枠がある。

※6 特定地域型保育：小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

## 2) 教育・保育の量の見込み

これまでの実績に基づき、令和7年度～令和11年度までの認定区分ごとの事業量は下表のように見込まれます。

本計画期間における量の見込み							単位:人
認定区分 年度別	1号	2号		3号			計
		教育の利用 を希望	左記以外	0歳	1歳	2歳	
	3～5歳	3～5歳					
令和7年度	2	27		2	7	7	45
		0	27				
令和8年度	2	30		2	4	5	43
		0	30				
令和9年度	2	24		2	5	6	39
		0	24				
令和10年度	2	25		1	5	6	39
		0	25				
令和11年度	1	22		1	4	5	33
		0	22				

## 3) 教育・保育の提供体制確保の方針

教育・保育における各年度の量の見込み及び確保方策は下表のようになります。

【令和7年度】							単位:人
認定区分 施設別	1号	2号		3号			計
		教育の利用 を希望	左記以外	0歳	1歳	2歳	
	3～5歳	3～5歳					
量の見込み	2	27		2	7	7	45
		0	27				
確保 方策	幼稚園	—	—	—	—	—	—
	認定 こども園	—	—	—	—	—	—
	保育所部分	—	—	—	—	—	—
	保育所	—	45	5	7	8	65
	届出保育施設	—	—	—	—	—	—
	企業主導型保育施設	—	—	—	—	—	—
	特定地域型保育	—	—	—	—	—	—
村外施設利用	2	0	0	0	0	0	0
計	2	0	45	5	7	8	67
確保方策—量の見込み	0	18		3	1		22



【令和8年度】								単位:人	
施設別	認定区分		1号		2号		3号		計
			教育の利用を希望	左記以外					
	3~5歳		3~5歳		0歳	1歳	2歳		
量の見込み			2	30		2	4	5	43
				0	30				
確保 方 策	幼稚園		—						—
	認定 こども園	幼稚園部分	—						—
		保育所部分		—	—	—	—	—	—
	保育所				45	5	7	8	65
	届出保育施設				—	—	—	—	—
	企業主導型保育施設				—	—	—	—	—
	特定地域型保育				—	—	—	—	—
	村外施設利用		2	0	0	0	0	0	0
計		2	0	45	5	7	8	67	
確保方策—量の見込み			0	15		3	6		24

【令和9年度】								単位:人	
施設別	認定区分		1号		2号		3号		計
			教育の利用を希望	左記以外					
	3~5歳		3~5歳		0歳	1歳	2歳		
量の見込み			2	24		2	5	6	39
				0	24				
確保 方 策	幼稚園		—						—
	認定 こども園	幼稚園部分	—						—
		保育所部分		—	—	—	—	—	—
	保育所				45	5	7	8	65
	届出保育施設				—	—	—	—	—
	企業主導型保育施設				—	—	—	—	—
	特定地域型保育				—	—	—	—	—
	村外施設利用		2	0	0	0	0	0	0
計		2	0	45	5	7	8	67	
確保方策—量の見込み			0	21		3	4		28

【令和10年度】								単位:人
施設別	認定区分		2号		3号			計
	1号	3~5歳	教育の利用 を希望	左記以外	0歳	1歳	2歳	
			3~5歳					
量の見込み		2	25		1	5	6	39
			0	25				
確保 方策	幼稚園		—	—	—	—	—	—
	認定 こども園	幼稚園部分	—	—	—	—	—	—
		保育所部分	—	—	—	—	—	—
	保育所		—	45	5	7	8	65
	届出保育施設		—	—	—	—	—	—
	企業主導型保育施設		—	—	—	—	—	—
	特定地域型保育		—	—	—	—	—	—
	村外施設利用		2	0	0	0	0	0
計		2	0	45	5	7	8	67
確保方策—量の見込み		0	20		4	4		28

【令和11年度】								単位:人
施設別	認定区分		2号		3号			計
	1号	3~5歳	教育の利用 を希望	左記以外	0歳	1歳	2歳	
			3~5歳					
量の見込み		1	22		1	4	5	33
			0	22				
確保 方策	幼稚園		—	—	—	—	—	—
	認定 こども園	幼稚園部分	—	—	—	—	—	—
		保育所部分	—	—	—	—	—	—
	保育所		—	45	5	7	8	65
	届出保育施設		—	—	—	—	—	—
	企業主導型保育施設		—	—	—	—	—	—
	特定地域型保育		—	—	—	—	—	—
	村外施設利用		1	0	0	0	0	0
計		1	0	45	5	7	8	67
確保方策—量の見込み		0	23		4	6		34

## (2) 地域子ども・子育て支援事業

### 1) 利用者支援事業

#### ■ 事業概要

こども及びその保護者が、確実に教育・保育を受け、地域子ども・子育て支援事業等の支援を円滑に利用できるよう、身近な場所で相談に応じ、必要な情報の提供・助言を行い、関係機関と連絡調整等を総合的に行う事業です。

#### ■ 量の見込み

単位：実施場所（か所）

年度		見 込		推 計			
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
基本型	量の見込み	0	0	0	0	0	0
	確保方策	0	0	0	0	0	0
子育て 相談機関	量の見込み	0	0	0	0	0	0
	確保方策	0	0	0	0	0	0
特定型	量の見込み	0	0	0	0	0	0
	確保方策	0	0	0	0	0	0
こども 家庭セン ター型	量の見込み	1	1	1	1	1	1
	確保方策	1	1	1	1	1	1

#### ■ 提供体制（確保方策）

- ◇ 母子保健と児童福祉を一体的し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対するきめ細かい支援を実施します。また、必要に応じて関係機関との連携を行います。
- ◇ 村役場の担当課窓口で対応します。

## 2) 地域子育て支援拠点事業

### ■ 事業概要

地域の子育て支援を目的に、親子の交流の場の提供、子育てに関する相談・援助、地域の子育て関連情報の提供、子育て支援に関する講習等を行う事業です。

### ■ 量の見込み

単位：のべ利用回数(人回/月)、実施場所(か所)

年度	見 込		推 計			
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0	20	20	20	20	20
確保方策	1	1	1	1	1	1

### ■ 提供体制（確保方策）

- ◇ 関係課が連携して親子の交流の場の提供や子育てに関する相談・援助を実施するとともに、子育て世帯にむけての周知強化に努めます。

## 3) 乳児家庭全戸訪問事業

### ■ 事業概要

およそ生後4か月までの乳児がいる全家庭を訪問し、育児に関する相談・情報の提供、養育環境の把握等を行います。

### ■ 量の見込み

単位：実利用人数(人/年)

年度	見 込		推 計			
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	5	7	7	7	5	5

### ■ 提供体制（確保方策）

- ◇ 保健師等による全戸訪問を実施し、身体計測や育児に関する悩み・不安の解消を図ります。

#### 4) 養育支援訪問事業

##### ■ 事業概要

子育てに対して不安や孤立感等を抱えるなどの養育支援が必要な家庭を訪問し、保護者からの相談を行い、育児等の向上を図ります。

##### ■ 量の見込み

単位：実利用人数（人／年）

年度	見 込		推 計			
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1	1	1	1	1	1

##### ■ 提供体制（確保方策）

◇ 支援を必要としている家庭へ保健師等の育児家庭訪問支援員を派遣し、育児や栄養に関する指導等を実施します。

#### 5) 子育て短期支援事業

##### ■ 事業概要

子育て短期支援事業は、次の2種類から構成されます。

##### ① 短期入所生活援助（ショートステイ）事業

保護者が、疾病など身体上・精神上・環境上の理由により、児童の養育が困難となった場合等に、施設において児童を預かる事業です。

##### ② 夜間養護等（トワイライトステイ）事業

保護者が、仕事その他の理由により、平日の夜間または休日に不在となり、児童の養育が困難となった場合等に、施設において児童を預かる事業です。

##### ■ 量の見込み

単位：のべ利用人数（人日／年）

年度	見 込		推 計			
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	7	7	7	7	7	7

##### ■ 提供体制（確保方策）

◇ 村内に事業所はありませんが、村外事業所での提供体制（ショートステイのみ）の確保ができています。

## 6) 一時預かり事業

### ■ 事業概要

保護者の就労・けがや病気などのために、一時的に家庭において保育することが困難となった乳幼児を、保育所等において一時的に預かる事業です。

### ■ 量の見込み

単位：のべ利用人数（人日／年）

年度	推 計					
	見 込	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
①幼稚園の預かり保育 【1号認定】 ※保育を必要としない	0	0	0	0	0	0
②幼稚園の預かり保育 【2号認定】 ※保育を必要とする	0	0	0	0	0	0
③一時預かり事業 幼稚園の在園児以外	0	0	0	0	0	0

### ■ 提供体制（確保方策）

- ◇ ①及び②の幼稚園児の預かり保育の1号認定（保育を必要としない）、②2号認定（保育を必要とする）については、村内に幼稚園がないため実施しません。
- ◇ ③の一時預かり事業について、利用の見込みはありませんが、村内保育所（園）にて提供体制の確保ができています。

## 7) 時間外保育（延長保育）事業

### ■ 事業概要

時間外保育（延長保育）事業は、標準時間（11 時間）を超えて保育を行う事業です。

### ■ 量の見込み

単位：実利用人数（人／日）

年度	見 込		推 計			
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	8	6	6	5	5	4
確保方策	1	1	1	1	1	1

### ■ 提供体制（確保方策）

◇ 村内の保育所（園）1か所で実施します。

## 8) 病児・病後児保育事業

### ■ 事業概要

児童が入院治療を要しない病気療養中または病気の回復期で集団生活が困難な期間に、保護者が就労等により看病できない場合、一時的に専用施設で保育と看護を行う事業です。

### ■ 量の見込み

単位：のべ利用人数（人日／年）

年度	見 込		推 計			
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1	1	1	1	1	1

### ■ 提供体制（確保方策）

◇ 村内に病児・病後児保育施設等がないため、村外施設を広域利用する場合に助成を行います。

## 9) 放課後児童クラブ事業（学童保育所）

### ■ 事業概要

保護者が就業または疾病等により、放課後自宅で保育できない家庭の小学生児童（1～6年生）に、遊び場や生活の場を提供し、指導員の指導の下で児童の健全な育成を図る事業です。

### ■ 量の見込み

単位：実利用人数（人／日）

年度	見 込		推 計			
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0	0	0	0	0	0

### ■ 提供体制（確保方策）

- ◇ 村内に放課後児童クラブはないため、子ども館や放課後子ども教室を利用し放課後や長期休み期間の児童の居場所づくりを行っています。

## 10) ファミリー・サポート・センター事業

### ■ 事業概要

ファミリー・サポート・センター（子育て援助活動支援）事業は、育児の援助を受けたい人（依頼会員）と、育児の援助を行いたい人（協力会員）との相互援助活動の連絡・調整を行うものです。相互援助活動には、こどもの預かりや施設への送迎等があります。

### ■ 量の見込み

単位：のべ利用人数（人日／年）

年度	見 込		推 計			
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0	0	0	0	0	0

### ■ 提供体制（確保方策）

- ◇ 利用ニーズがないため実施の予定はありませんが、状況に応じて事業の必要性を検討します。



## 11) 妊婦健康診査

### ■ 事業概要

母子健康手帳交付時に妊婦健康診査補助券を配布して実施しています。

### ■ 量の見込み

単位：のべ利用回数（人回／年）

年度	見 込		推 計			
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	50	70	70	70	50	50

### ■ 提供体制（確保方策）

◇ 母子健康手帳交付時に14回分の妊婦健康診査補助券を配布し、健診の必要性や制度についての周知とともに受診の勧奨を行います。

## 12) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（見込量算出対象外）

### ■ 事業概要

要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施する事業です。

### ■ 提供体制（確保方策）

◇ 実施の予定はありませんが、対応について今後も継続して検討を行います。

## 13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業（見込量算出対象外）

### ■ 事業概要

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して、保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

### ■ 提供体制（確保方策）

◇ 入学・進学時における一時金の支給を継続して実施します。

## 14) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業（見込量算出対象外）

### ■ 事業概要

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究やその他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

### ■ 提供体制（確保方策）

◇ 実施の予定はありませんが、必要に応じた対応を行います。

## 15) 子育て世帯訪問支援事業

### ■ 事業概要

家事・子育てに対し不安や負担を抱えている子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラーなどのいる家庭の居宅を訪問し、相談支援員による子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助支援等を行う事業です。

### ■ 量の見込み

単位：のべ利用人数（人日／年）

年度	推 計						
	見 込	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		0	0	0	0	0	0

### ■ 提供体制（確保方策）

◇ 現在、村内の実施はありませんが、事業の必要性について検討します。

## 16) 児童育成支援拠点事業

### ■ 事業概要

養育環境等の課題（虐待リスクや不登校など）を抱える児童の居場所となる場を開設し、児童に対し生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供などを行うとともに、児童や保護者への相談等を行う事業です。

### ■ 量の見込み

単位：実人数（人／年）

年度	見 込		推 計			
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0	0	0	0	0	0

### ■ 提供体制（確保方策）

◇ 現在、村内の実施はありませんが、事業の必要性について検討します。

## 17) 親子関係形成支援事業

### ■ 事業概要

親子間の関わり方や子育てに悩み・不安などを抱えている保護者及びその児童に対し、様々な活動を通じて児童の心身の発達状況に応じた情報の提供、相談・助言を実施することにより、適切な関係性の構築を図る事業です。

### ■ 量の見込み

単位：実人数（人／年）

年度	見 込		推 計			
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0	0	0	0	0	0

### ■ 提供体制（確保方策）

◇ 現在、村内の実施はありませんが、事業の必要性について検討します。

## 18) 妊婦等包括相談支援事業

### ■ 事業概要

妊婦やその配偶者に対して面談等を実施し、情報提供や相談に応じるとともに、必要な支援につなげる伴走型相談支援を行う事業です。

### ■ 量の見込み

単位：面談実施合計回数（回）

年度	推 計					
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	15	21	21	21	15	15

### ■ 提供体制（確保方策）

◇ 保健師等が面談等を実施します。

## 19) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

### ■ 事業概要

教育・保育施設を利用していない満3歳未満の未就学児童を対象として、保護者の就労有無を問わずに月一定時間の利用可能枠の中で保育を提供する事業です。

### ■ 量の見込み

単位：のべ利用人数（人日／年）

年度	推 計						
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
量の見込み	0歳児	0	0	1	1	1	1
	1歳児	0	0	1	1	1	1
	2歳児	0	0	1	1	1	1

### ■ 提供体制（確保方策）

◇ 令和8年度からの全自治体実施に向け、本村においても体制整備を行うとともに、利用者のニーズ把握に努めます。

## 20) 産後ケア事業

### ■ 事業概要

産後、支援を必要とする母子を対象に、宿泊型産後ケアまたは日帰り型産後ケアの利用を通じて母親の心身のケアや育児支援を行う事業です。

### ■ 量の見込み

単位： のべ利用人数（人日／年）

年度	見 込		推 計			
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	7	7	7	7	7	7
確保方策	7	7	7	7	7	7

### ■ 提供体制（確保方策）

- ◇ 村内に産後ケア事業を利用できる事業所等がないため、村外事業所等を利用する場合に助成を行います。

## (3) 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

### 1) 認定こども園について

認定こども園については開設を行う事業所がないため、本計画の期間中における開設の予定はありません。

### 2) 保育所（園）、東峰学園との連携の推進

保育所（園）と小中一貫校である東峰学園との間で、幼児教育・保育の必要性について共通理解を図り、村内における一貫した教育指導を推進するとともに、保育士・教員等の交流事業等を通じた保育所（園）、東峰学園の連携強化を図ります。

## 第6章 計画の推進方策

### 1 計画の推進にあたって

「東峰村こども計画」の推進にあたって、こども・若者や家庭、保育所（園）や東峰学園だけではなく、地域、事業者、行政機関などが一体となって協働・連携して支援を行うことが重要です。

#### （1）周知・啓発

本計画の推進においては、こども・若者や子育て家庭のみならず、地域住民や子育て支援関係者・関係団体などが教育・保育、子育てに関する支援について情報共有を行うことが必要です。

地域全体で子育てを支援する環境を整備していくため、本計画や子育て支援施策に関する情報について、村のホームページや広報紙等を活用した周知・啓発を行います。

#### （2）協働による計画の推進

こども・若者の健やかな成長を支援していくために、各課や関係機関と緊密な連携をとることが必要となります。また、行政だけでなく社会全体の取組として推進し、保育所（園）、東峰学園、地域、事業者などと協働することが重要です。

さらに、こども・若者や子育て当事者、地域住民などの意見を聴取し、取り入れながら施策の総合的な推進を図ります。

#### （3）計画の点検・評価・見直し

本計画に基づく施策の進捗状況及び事業の成果について、計画年度毎の定期的な点検・評価を実施し、結果の公表及び改善を行います。

また、こども・若者や子育てを取り巻く社会的情勢や国の制度の変化などに対応するため、計画に定める量の見込みの実績等を踏まえたうえで、計画の中間年度において事業や取組の一部見直しを行うものとします。

## 2 東峰村子ども計画における目標と指標

### (1) 「子どもまんなか社会」の実現に向けた数値目標

	項目	対象等	現 状	目 標	出 典
①	「自分の将来について明るい希望がある」と思う子ども・若者の数	小学部	94.8%	95.0%	東峰村子ども計画策定に関する児童生徒アンケート調査（令和6年） 「大人になることが楽しみか」の間について、「楽しみ」「どちらかといえば楽しみ」と回答した割合
		中学部	81.6%	85.0%	
②	「今の自分が好きだ」と思う子ども・若者の割合	小学部	77.6%	80.0%	東峰村子ども計画策定に関する児童生徒アンケート調査（令和6年） 「今の自分が好きだと思うか」の間について、「そう思う」「どちらかといえば、そう思う」と回答した割合
		中学部	76.3%	80.0%	
③	「生活に満足している」と思う子ども・若者の割合	小学部	72.4%	75.0%	東峰村子ども計画策定に関する児童生徒アンケート調査（令和6年） 「最近の生活に、どのくらい満足しているか」の間について、「満足している」「やや満足」と回答した割合
		中学部	71.1%	75.0%	
④	「どこかに助けしてくれる人がいる」と思う子ども・若者の割合	小学部	81.0%	90.0%	東峰村子ども計画策定に関する児童生徒アンケート調査（令和6年） 「相談したいときに、相談相手はいるか」の間について、「いる」と回答した割合
		中学部	92.1%	95.0%	

### (2) 子ども・若者、子育て当事者の置かれた状況等を把握するための指標

	項目	対象等	現 状	目 標	出 典
①	小・中学校における不登校児童生徒数	小学部	1人	減少	庁内資料 （令和5年3月31日現在）
		中学部	2人	減少	
②	50歳時点の未婚率	男性	24.9%	減少	国勢調査（令和2年）
		女性	5.4%	減少	
③	合計特殊出生率	—	1.58‰	増加	人口動態調査（令和2年）
④	出生数	—	7人	増加	人口動態調査（令和5年）